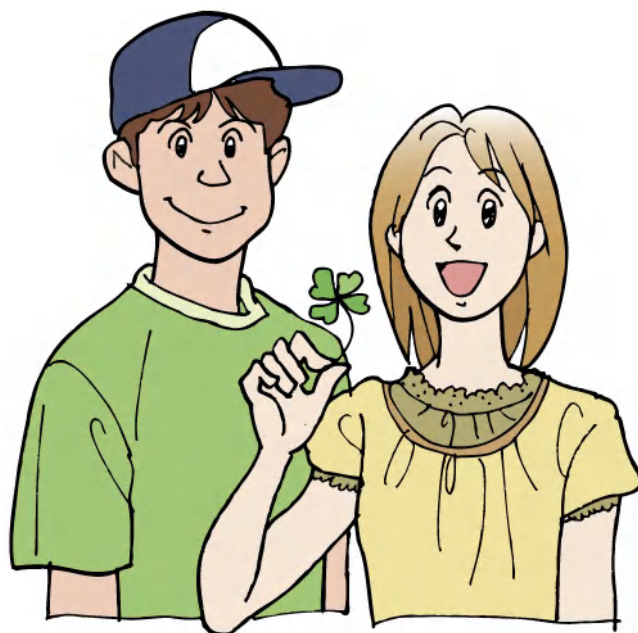


2010年度 横浜市の予算編成に対する 日本共産党の重点要望と回答



要望書提出 2009年11月 2日

回答書受理 2010年 3月26日

日本共産党横浜市会議員団

目 次

2010年度横浜市の予算編成にあたっての要望書	2
-------------------------	---

要望&回答

I 安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を

1. 子育て支援の強化を	3
2. 学校教育の充実を	6
3. 生涯学習の充実を	12

II 福祉・医療を充実させ、市民の命とくらしを守るために

1. 介護保険事業及び高齢者施策の拡充を	13
2. 障害者施策の拡充を	16
3. 国民健康保険事業の改善を	19
4. 最低生活を保障するために	20
5. 市民税等の減免制度の拡充・改善	20
6. 保健・医療施策の拡充を	21

III 中小商工業者の育成と市内経済の循環促進を

1. 未曾有の経済危機・窮地から横浜市内中小零細業者を救う緊急対策を	23
2. 地域特性を生かした実効性にある経済・産業対策を	25
3. 制度融資の一層の改善を	26
4. 商店街の活性化・振興策を	27
5. 市内の経済循環を旺盛にする公共工事の発注を	28
6. 生き生きと生活できる雇用の創出を	30
7. 市内農業を守り育て、食の安全とみどりの確保を	31

IV 環境にやさしい、基地のない平和で安全な街づくりを

1. 大規模住宅開発、マンション建設を規制し、都市部の緑と斜面緑地を守る	32
2. 地球温暖化をくい止め、資源循環型社会の実現をめざす	33
3. 大型開発・都心部開発は見直し、地域生活圏での公共基盤整備を図る	35
4. 災害に強い安全な街づくりをめざす	38
5. クルマ依存社会を脱却し、バス・電車・地下鉄等の公共交通網の充実を	40
6. 米軍基地の即時無条件全面返還と平和都市宣言を	42

注：回答の次の（ ）内は回答区・局・事業本部、[]内は共管区・局・事業本部を示します。

2009年11月2日

横浜市長 林 文子 様

日本共産党横浜市議員団
団 長 大 貫 憲 夫

2010年度横浜市予算編成にあたっての要望書

年末に向かうなか、国民の暮らし向きの厳しさは、ますます深刻となっています。失業率、有効求人倍率は最悪水準にあり、民間企業の年間給与も平均7万6,000円減と大幅に減少、中小企業をめぐる状況も大企業と違って好転する気配を見せていません。

横浜では、7年余の中田市政の「構造改革路線」による弊害・ひずみも加わり、市長が所信表明でその認識を示された「格差と雇用不安」の深刻さが367万市民に重くのしかかっています。

党市議団が今年度初期に取り組んだ市民アンケート(回答数9,700人)では、要求として最も多かったのは、介護保険料・利用料の引き下げ(52.7%)、国民健康保険料引き下げ(51.1%)、各種税金の軽減策拡充(44.5%)、救急医療など身近な医療機関の充実(42.9%)、特別養護老人ホームの増設(40.2%)、小児医療費無料化の拡大(32.7%)、保育所待機児童の解消(31.9%)などでした。医療・介護での自己負担の軽減と福祉・医療施設の充実は世代の違いを超えた強い要求となっています。

市長が取りまとめられた2010年度の施策立案、予算・執行体制の編成にあたっての「市政運営の基本的な考え方」には、「市民の暮らしの充実」と「現場目線でぬくもりのある行政サービスへ」が掲げられていますが、市長の時代認識の市政運営への反映であり、その確実な執行は市民の願いと一致するところであります。

いま、市政に求められるのは、「中田路線」の継続・延長ではなく、格差と貧困の拡大をもたらした政治に苦しむ市民に目をむけ、市民の苦難を打開するために全力をつくす、福祉増進をなにより優先する行政運営と考えます。

この要望書は、この視点から、各界、各層との懇談会で寄せられた各種要望を踏まえ、当面の重点的な政策課題を「安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を」「福祉・医療を充実させ、市民の命とくらしを守るために」「中小商工業者の育成と市内経済の循環促進を」「環境にやさしい、基地のない平和で安全な街づくりを」の4つの柱立てでまとめたものです。予算編成にあたられば、この要望書にある切実な市民要望を積極的に盛り込まれるよう強く要望するものです。

I 安心して子どもを産み育てられる横浜、行き届いた教育を

1. 子育て支援の強化を

1) 産科・小児医療、救急医療体制の充実について

①市の責任で、お産ができる施設を増やすこと。その際、鎌倉市医師会産科診療所のように、医師会に働きかけることも視野に入れること。

<回 答>

(健康福祉局) 出産できる医療施設の増設については、病床整備事前協議において産科病床に対する最優先での配分を行うとともに、様々な機会を捉え、民間事業者への働きかけを行っております。また、セミオープンシステムの推進や助産師の活用など、既存の医療資源を活用することで産科医療機関の確保を図ってまいります。

②総合周産期母子医療センターの整備拡充を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 総合周産期母子医療センターの整備については、その診療を担う医療人材の確保が優先すべき課題であることから、慎重に検討してまいります。

③小児救急医療を充実・強化するため、小児科医の確保にむけて拠点病院への補助金を増額すること。

<回 答>

(健康福祉局) 引き続き、小児救急拠点病院の充実に努めてまいります。

④医師会看護専門学校などに助産師養成コースを新設すること。

<回 答>

(健康福祉局) 本年4月に実施した「産科医療及び分娩に関する調査」の結果では、市内の分娩を取り扱う医療機関等が考える助産師の不足数は44人で、昨年と同調査結果の半数以下となりました。

さらに、21年度末には、昭和大学保健医療学部看護学科の助産師課程において、最初の卒業生が輩出される予定となっています。

このため、現時点では助産師養成コースの新設は考えておりませんが、助産師を含めた医療人材の確保については、引き続き関係団体等の意見も伺いながら検討を進めてまいります。

⑤妊婦健診の公費助成を増額すること。

<回 答>

(こども青少年局) 平成21年度に補助回数を5回から14回に、補助金額を23,500円から80,400円に拡充したところです。

2) 小児医療費助成について

①小児医療費助成の所得制限を撤廃するとともに、当面小学3年生までに拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) 小児医療費助成事制度については、現在本市が厳しい財政状況にあるため、当面は現行制度を維持していくことにご理解をお願いします。

②一部負担金は導入しないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 一部負担金の導入につきましては、厳しい財政状況下にはありますが、現行制度を維持してまいりたいと考えております。

3) 保育所について

①「次世代育成行動計画・かがやけ横浜子ども青少年プラン」の後期計画の作成にあたっては、市立・民間問わず、保育所の整備目標数を大幅に引き上げること。

<回 答>

(こども青少年局) 後期計画では、待機児童の解消に向け、認可保育所の定員増をはじめ、横浜保育室や家庭保育福祉員、幼稚園預かり保育の拡充、事業所内保育所への支援など、多様な手法で総合的に取組んでいくこととしています。

②市立保育所を半減する「市立保育所のあり方について」の答申は無効とすること。

<回 答>

(こども青少年局) 市立保育所につきましては、将来的に各区3か所程度の市立保育所の機能強化を図り、他の保育資源との連携・協働を通して保育の質の維持・向上および地域における子育て支援の充実に向けて取組を推進していきます。

③削減した民間保育所への法外扶助費を元に戻すこと。

<回 答>

(こども青少年局) 平成18年度の法外扶助費の見直しは、主に国基準と重複した助成などについて行ったものです。見直しに際しては、本市保育士配置規準は従来どおりとし、国基準以上の保育士を配置しており、必要な雇用費は助成しています。

④市立・民間問わず、保育所の非常勤・パート・派遣職員を減らし、常勤職員を増やすこと。

<回 答>

(こども青少年局) 民間保育所においては人件費は国家公務員の給与を基準としており児童数に応じた助成をしておりますが、雇用形態については雇用者と被雇用者との契約により決められるものだと考えております。

市立保育所においては、障害児対応など変動する保育ニーズに対応するため、非常勤職員を活用しております。今後も安定した保育運営ができるよう適性な配置に努めてまいります。

⑤保育所最低基準撤廃、直接契約方式の導入などを中止するよう、国に求めること。

<回 答>

(こども青少年局) 国に対しては、従来より保育制度の充実について要望を行っており、今後も「十九大都市児童福祉主管課長会」等を通じ、要望を行ってまいります。

⑥市立保育所の耐震化計画を前倒しして、推進すること。

<回 答>

(こども青少年局) 市立保育所の耐震化については、市の「公共建築物耐震対策事業計画」等に基づき、計画的に対策を進めてまいります。

⑦民間保育所の耐震診断・耐震工事は全額公費で早急に進めること。

<回 答>

(こども青少年局) 民間保育所については、「横浜市民間児童福祉施設等耐震補強事業補助金交付要綱」に基づき、耐震診断調査費の助成や耐震補強が必要な施設に対する耐震補強設計費・工

事費の3／4助成を行っております。

また、民間保育所老朽改築事業により、老朽化が著しい民間保育所の改築を年間2園程度進めてまいります。

⑧運営費や補助金の弾力運用規定と貸付金制度を、不正利用できないようにもっと厳しいものに改定すること。

<回 答>

(こども青少年局) 保育所運営費については、財源に国費が入っていることもあり、本市としては国が定める基準に従って弾力運用や貸付金等の処理を行っています。国の基準を運用するにあたり、厳格な指導監査を実施し、改善に向けた指導を徹底しています。

4) 横浜保育室について

①基本助成費を大幅に引き上げること。

<回 答>

(こども青少年局) 経営安定化のため、基本助成を拡充してまいります。

②保育児の増減にかかわらず定員数に応じた職員の人件費を補助すること。

<回 答>

(こども青少年局) 実績による補助制度のため、待機職員の人件費補助については考えておりません。

③保護者の保育料の負担を軽減すること。

<回 答>

(こども青少年局) 横浜保育室をより利用しやすくするため、保護者負担の額軽減助成を拡充してまいります。

5) 保育行政について

①食物アレルギーや発達障害を持つ子どもの保育を実施している保育所・横浜保育室に対して、十分な職員配置の予算措置をとること。

<回 答>

(こども青少年局) 認可保育所においては0歳児保育及び障害児・特別支援保育を実施している保育所で栄養士を雇用している保育所には栄養士格付経費の助成があります。また、障害児及び特別支援児童の保育のため、保育士を加配するための助成があります。

また、横浜保育室においては基本助成費に加えて、乳児保育、障害児・特別支援児童の保育の実施に対して加算費などの助成を行っています。

②認可保育所・横浜保育室への営利企業の参入は規制すること。

<回 答>

(こども青少年局) 保育所の整備にあたっては、保育所待機児童の解消や多様な保育サービスのニーズに応えるためにも、社会福祉法人のみならず企業やNPO法人などの民の力を幅広く活用することは、重要と考えております。

6) 学童保育について

①放課後児童クラブに対する運営費を増額すること。

<回 答>

(こども青少年局) 基本補助額の増額の予定はありませんが、引き続き必要な支援を行ってまいります。

②市の責任で施設の確保をすること。

<回 答>

(こども青少年局) 施設については、運営主体が事業の目的に沿って、良好な衛生環境及び安全性を備えた専用の施設を確保していただいておりますが、老朽化した自前施設を修繕する場合に新たに補助を行ってまいります。

7) 幼稚園児への就園奨励補助金について、減額した市単独補助分を元に戻し、額を引き上げること。

<回 答>

(こども青少年局) 私立幼稚園就園奨励補助金につきましては、厳しい財政状況の中、国の制度改正に伴い、A～C区分への上乗せについては、昨年と同様国庫増額分に相応する額を減額しましたが、国庫分が減額となるD区分に関して、市費を増額し前年度同様の補助金額といたします。

8) 保育所等の福祉施設や幼稚園等への上下水道料金減免制度を復活させること。

<回 答>

(こども青少年局) [環境創造局、水道局] 保育所・幼稚園への上下水道料金の減免制度につきましては、経過措置を設け、段階的に減免率を引き下げ、平成 20 年度に廃止しており、改めて助成を行うことは考えておりません。

9) 被保護児童が増えている現状から、児童相談所のケースワーカー等の職員を増加し、引き続き養護施設等その後の受入れ施設を増設すること。

<回 答>

(こども青少年局) 児童相談所における相談や一時保護等の状況を踏まえ、必要な職員体制の確保に努めてまいります。

受入れ施設等につきましては、増改築を進めていた児童養護施設 1 か所が、22 年度に竣工予定となっています。また、23 年度のしゅん工に向け新設児童養護施設 1 か所の着工を予定しています。

今後も「横浜市中期政策プラン」に基づき、虐待を受けた子どもなどの受け入れ体制の充実に努めてまいります。

2. 学校教育の充実を

1) 少人数学級等によるゆきとどいた教育を

①教育効果が実証されている 30 人以下学級を市独自で実施すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 公立義務教育諸学校の学級編制基準については、法律の規定により都道府県教育委員会が定めることとされており、現在、神奈川県教育委員会は、40 人を基準としております。市立高等学校の学級編成基準についても、法律の規定により 40 人を基準としております。

また、きめ細かな指導を推進する具体的な方策を検討するプロジェクトを設置し、検討した結果、児童支援専任教諭の配置や、スクールサポート事業の非常勤講師の配置人数の拡充などを行ってまいります。

②低学年サポート事業・アシスタントティーチャーの配置を引き続き拡充すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 低学年サポート事業の非常勤講師の配置予定数を 100 人から 150 人に、アシスタントティーチャーの派遣人数を 150 人から 200 人に拡充してまいります。

③深刻な教師不足を解消するために、教員採用計画を抜本的に見直し、臨時任用教員や非常勤講師ではなく、正規教員を採用・配置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 正規教員の確保については、次年度及び中期的な退職者の動向等を踏まえ、決定しており、過員を出さず、安定した教職員採用を行うためには、長期的な見通しの中で、ある程度、臨時的任用職員による対応が必要と考えておりますが、臨任数の削減については、努力してまいります。

④産休・育休・病休など長期休暇中の教員の代替教員は、各学校まかせにせず、市教育委員会の責任で確保すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 代替については、可能な限り速やかに有資格者を配置するよう努めております。

⑤教職員給与の「義務教育費国庫負担金」の 3 分の 1 を堅持するよう、国に強く求めること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 公立義務教育諸学校の教職員の給与費が義務教育の根幹を支える極めて重要な事項であることを十分踏まえ、地方に負担転嫁することのないように、その所要全額について適切な財政措置を講ずるよう、国に要望してまいります。

2) 子どもが大切にされる教育を

①学年費など保護者負担の軽減を図ること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学年費等の徴収については、必要最小限の範囲にとどめるよう、学校長あて通知しております。

②就学援助の適用対象を「生活保護基準額」の少なくとも 1.3 倍に拡げること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 就学援助の適用対象は、生活保護基準だけでなく、家庭状況を考慮し一定額を所得から控除した上で所得制限額を設定しており、他都市と比較しても適正な水準であると考えております。

③教科書取扱審議会の答申を踏まえて、中学校歴史教科書採択をやり直すこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 平成 22 年度に市立学校で使用する教科書については、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導、および平成 21 年度横浜市教科書採択の基本方針に

基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において、平成 21 年 8 月 4 日の教育委員会定例会において、適正・公正に採択を行いました。なお、採択にあたっては、教科書取扱審議会の答申や、教科書見本等の資料を参考とし、総合的に判断し採択を行いました。

④教科書採択地区を元の 18 区に戻すこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 採択地区の変更については、平成 21 年 6 月 23 日の教育委員会臨時会で審議し、承認され、同年 6 月 29 日に県教育委員会に要望書を提出しました。同年 10 月 15 日、県教育委員会で、18 採択地区を 1 地区に変更する本市の要望が可決されました。

⑤「全国いっせい学力テスト」には、抽出実施となっても参加しないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 全国学力・学習状況調査については、その目的を勘案し、平成 22 年度からの抽出による調査についてのみ参加する予定です。市全校としての参加希望枠には申し込まない予定です。

⑥小・中・高等学校の図書室に、市費で学校司書を配置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 本市独自での司書の配置は困難です。

⑦学校間競争を助長する「学校ファンド」、「提案型学校配当予算の創設」、「メリットシステム」は導入しないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 教育予算については、必要な予算の確保に努めてまいります。特色ある学校づくりの推進にあたってはさまざまな工夫も必要と考えております。

⑧現在行っている学校評価制度は、教育現場になじまないため、やめること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 横浜市の学校評価は、学校教育法等の法令に基づき、学校教育の質の向上や特色ある学校づくりのために、自己評価、学校関係者評価、第三者評価を一体的に実施しております。今後はより実効性の高い学校評価のシステムにしていくことにより学校教育の充実につなげてまいります。

⑨学校マネジメント力の強化の名のもとに行っている、民間人校長公募、統括校長・主幹教諭配置や学校経営塾、管理職の企業研修などは、教職員チーム力を阻害するため、やめること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 民間人校長については、組織経営・運営に関する実績を活かし、公立学校の魅力を高める新たな学校経営を実践していくために必要であると考えます。

統括校長については、校長相互の協力体制を構築し、学校経営能力の一層の向上を支援するために、必要不可欠な職であると考えております。

主幹教諭については、校長及び副校長の補佐や学校組織の各部門の統括として、学校運営上、必要不可欠な職であると考えております。

よこはま学校経営塾、企業研修等の管理職研修は、管理職として不可欠な学校マネジメント力の向上を目指す研修として実施しております。

⑩家庭学習ガイドブックには、特定の学習産業の広告をつけないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) ご要望を参考に今後の対応をさせていただきます。

⑪小中連携教育実施にあたっては、教職員の過度な負担とならないようにすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 各「小中一貫教育推進ブロック」で編成する小中一貫カリキュラムのベースとなるカリキュラムを「横浜版学習指導要領 指導資料」で提示することで、カリキュラム編成作業にかかる負担を軽減します。

校数が多いなど、連携するための物理的条件の厳しい 29 ブロックに非常勤講師を配置(予定)し、連携推進担当者の負担を軽減します。

⑫不登校児童・生徒の健康診断費用を市費負担とすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 不登校児童・生徒の健康診断については、個々の児童生徒の状況を踏まえ、学校や関係機関とも連携しながら、対応してまいります。

⑬小中高生の「不登校」については、フリースペースなど民間施設・NPO法人への家賃補助などの支援とともに、不登校の「親の会」や保護者への公的支援を強めること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 小中学生の不登校については、多様な相談ニーズに応じた、安心して相談できる体制づくりに努めます。そのために、民間教育施設との連携や市教委主催の「親の集い」の開催などによる保護者支援を引き続き推進してまいります。

(こども青少年局、下線部について回答) 横浜市では、青少年の居場所づくりとして、地域ユースプラザや青少年の地域活動拠点の整備を進めています。

ひきこもり・不登校の青少年の居場所となる民間のフリースペース等には様々なものがありますが、すべてのフリースペース等へ補助を拡大する考えはありません。

なお、横浜市青少年相談センターでは、地域で青少年の支援を行っているNPO法人等の相談員を対象に研修の機会を提供してまいります。

3) 快適な教育設備環境の整備を

①教室の環境調査を実施し、必要に応じてエアコンなどを設置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校の環境調査については、「学校環境衛生の基準」に基づき、検査の実施に努めてまいります。

教室の冷房設備については、学校周辺の状況等から必要のある学校について設置しております。

②学校特別営繕費を増額し、教室等環境整備を進めること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校施設の営繕に必要な経費の確保に努めてまいります。

③老朽校舎の建替え、学校施設のバリアフリー化を促進すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 老朽校舎については、現在ある施設をより長期で使用するための長寿命化を検討しております。

また、学校施設のバリアフリー化につきましては、個々の状況に応じて対応を検討してまいります。

④校舎・体育館の耐震補強工事については、計画を前倒しして推進すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 計画的に推進してまいります。

⑤大規模校を解消すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 通学区域の弾力化や学校統合等により学校規模の適正化を図り、教育環境の向上に努めてまいります。

⑥新設のあかね台中学校にプールを設置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 平成 24 年夏までの設置に向けて取組を進めます。

4) 安全で豊かな学校給食の充実を

① “食は教育” の立場で、中学校の完全給食を実施すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 中学校の昼食については、弁当を持参することを基本としております。特に中学校期は体格・食事量など個人差が大きくなるため、画一的な献立より、個々に応じた昼食の方が望ましいと考えております。

②小学校給食調理については、民間委託をやめ、直営で実施すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 学校給食について、効果的・効率的な業務運営を一層推進するとともに、民間のノウハウや専門性、柔軟性を取り入れて給食業務をさらに充実していく観点から、民間委託化を進めています。

学校給食調理業務の民間委託につきましては、安全確実な履行や、給食運搬による安全とゆとり時間の確保などの効果が確認されております。

③地場産の食材を増やすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 市内産野菜の優先納入やかながわ産品学校給食デーの取り組みなど、引き続き積極的に推進してまいります。

5) 障害児教育の充実を

①特別支援教育コーディネーターとして正規教員を市独自で配置すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 定数を超えて配置することは困難ですが、平成 19 年度から県費の負担で、特別支援教育推進における非常勤講師が配置されております。今後、安定的配置や拡大について、県に働きかけてまいります。

②特別支援学校全館および個別支援学級の教室に空調システムを整備すること。

<回 答>

(教育委員会事務局)。肢体不自由特別支援学校については全校、空調設備を設置しています。その他の学校については、児童生徒の障害の程度など、各学校の状況に応じて、対応してまいります。

③特別支援学校の過大規模化解消対策を県に求めるとともに、市立の特別支援学校の新設等大幅な定員拡大を図ること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 特別支援学校の過大規模化対応については、設置義務のある県に働きかけるとともに、市立特別支援学校については、新治特別支援学校の移転・整備を進めております。

④盲・ろう特別支援学校の専門教諭の定数を決めるに当たっては、実態に即して、市独自で複数配置すること。現在配置されている市費による非常勤講師の配当時間を増やすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 人事配置については県に伝えてまいります。平成 21 年度は、盲、ろう特別支援学校に、それぞれ週 30 時間、市費にて非常勤講師を配置しております。

⑤通級指導教室の過大規模化を早急に解消すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 横浜教育ビジョン推進プログラムの最重点事業として、過大規模化の是正と、方面別適正配置を推進しています。平成 22 年 4 月には藤が丘小学校に言語障害通級指導教室が開級する予定です。

⑥個別支援教室に正規教員を市費で加配すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 教員の配置については、県の定めた定数の範囲内で行っており、市費で配置することは困難です。

⑦市立高校において、特別支援教育の実施に踏み切ること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 平成 20 年度から特別支援教育コーディネーターを全市立高等学校に設置するなど、特別支援教育の取り組みを行っております。

⑧聴覚障害のある中学生のノートテイク(要約筆記)の回数を大幅に増やすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) ノートテイクボランティア派遣事業については、派遣回数的大幅な増加は困難ですが、引き続き利用状況等を見ながら検討してまいります。

6) 高等教育の充実を

①全日制高校の定員枠の拡大を県等に働きかけるとともに、全日制横浜市立高校の定員枠を拡大すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 平成 22 年度県内公立高校の定員は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市で協議を重ね、52 学級分 2,004 人増加させました。本市としてもその中で、1 学級 40 人の入学定員を増加させております。

今後も県内の全日制公立高校の募集定員を決定している「公私立高等学校設置者会議」の場で、県教育委員会や私立高校と協調しながら、公立高校の定員枠がより多く確保されるよう、働きかけてまいります。

②横浜総合高校の校舎改築計画をつくること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 横浜総合高校の施設等の充実については、耐震補強等の状況を勘案しながら、移転整備も含めて検討してまいります。

③競争の低年齢化を招く中等教育学校・併設型などによる中高一貫教育校設置計画は白紙撤回すること

<回 答>

(教育委員会事務局) 教育委員会では、周辺自治体における設置状況や中高一貫教育校への市民のニーズの高さなども考慮に入れ、「将来の横浜を支えていく子どもたちを創造性に富み個性豊かにたくましく育てる」ため、また「横浜市民にも公立中高一貫教育校という選択肢を提供する」ために、「併設型の中高一貫教育校」を平成 24 年 4 月に設置することとしました。現在、基本計画策定に向けて検討を重ねており、計画を変更することは考えておりません。

3. 生涯学習の充実を

1) 図書館の充実を

①図書館に指定管理者制度を導入しないこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 市立図書館への指定管理者制度導入に必要な「横浜市立図書館条例の一部を改正する条例」は平成 21 年第 1 回市会定例会において附帯意見が付され可決・成立いたしました。今後は、平成 22 年 4 月から指定管理者による安定的な管理運営を開始します。

②図書館資料費を増額すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 厳しい財政状況の中で図書館資料購入費の増額は困難です。

③他都市と比べて人口比で圧倒的に少ない図書館を、各区 2 館を目標に計画的に増設すること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 現在、図書館を新設する計画はありません。

④近隣市の図書館を利用できるようにすること。

<回 答>

(教育委員会事務局) 近隣市図書館との広域利用は、蔵書数が近隣市と比べて多い等の条件から、市立図書館に利用が集中する可能性があり、実施の予定はありません。

⑤移動図書館の循環回数を増やすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 現在、移動図書館車 1 台で原則 2 週間の間隔で巡回しておりますので、これ以上の巡回数の増加は困難な状況です。

2) 文化・スポーツ施策、生涯学習の拡充を

① 1区1館の区民文化センターを早期に整備すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 文化施設につきましては、市内の文化施設の配置バランスや街づくりの状況等を考慮しながら検討してまいります。

②硬式野球場やサッカー場、スケボー場など、各種スポーツ施設の整備を各方面別にすすめること。また、料金を低廉にし、誰もが気軽に利用できるようにすること。

<回 答>

(環境創造局) 都市公園における各種スポーツ施設につきましては、各区のスポーツ需要を考慮しながら、立地状況や安全確保等の必要な条件を整え、各方面へ整備できるように検討してまいります。

また、公園内の各種運動施設の利用料金については、適正な受益者負担のあり方について検討してまいります。

③市内に未整備の武道館を直ちに建設すること。

<回 答>

(市民活力推進局) 有識者による研究会を設けるとともに、関係諸団体との協議も踏まえながら、引き続き大規模スポーツ施設に関する調査を行ってまいります。

④学校開放にあたっては、夜間電気代等の運営経費を無料にもどすこと。

<回 答>

(教育委員会事務局) 平成20年度から、体育館、格技場を夜間に利用する場合に電気料を実費負担いただいております。無料にすることは困難です。

⑤地区センターなど市民利用施設の利用時間・利用料金については、引き続き利用者の要望に沿って見直すこと。

<回 答>

(市民活力推進局) 地区センターの利用時間については、地域の実情に応じ、柔軟に対応しております。また、利用料金制については、受益者負担の適正化の観点から導入したものであり、見直しは考えておりません。

II 福祉・医療を充実させ、市民の命とくらしを守るために

1. 介護保険事業及び高齢者施策の拡充を

1) 介護保険事業に関して

①次期保険料改定時期を待たず、一般会計を投入し、高い保険料を軽減すること。

<回 答>

(健康福祉局) 法令で定められた負担割合を超えて市町村の一般財源を投入し、介護保険料を軽減することは、介護保険制度の趣旨にかんがみ、適切ではないと考えています。

②介護施設入所待機者を解消するため、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を見直し、入所希望の強い従来型多床室も含めた特別養護老人ホーム等、介護施設の整備を早急に推進すること。

<回 答>

(健康福祉局) 特別養護老人ホームの整備につきましては「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、着実に整備を進めてまいります。

特別養護老人ホームの入所定員の6割強が多床室となっており、また、全室個室・ユニットケアを原則とする国の方針もありますので、これらを踏まえて整備を進めていきます。

③ショートステイの枠を増やし、認知症高齢者等を抱えた家族支援を拡充すること

<回 答>

(健康福祉局)「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、必要なサービス量を確保します。

また、介護者の都合等により緊急にショートステイを利用したい場合に備えて、引き続き「緊急ショートステイ事業」を実施しています。

④介護予防拠点である地域ケアプラザの整備の先送りをやめること。整備にあたっては、デイサービスを実施しないとする中期計画を見直し、実施を含めたものにする。

<回 答>

(健康福祉局)平成21年度に先送りした7か所については、新規建設4か所、継続設計1か所の予算を22年度に計上しました。

なお、民間事業者のデイサービスへの参入が進み、供給過剰であることから、平成18年度に策定した中期計画の中でも、今後は地域ケアプラザにデイサービスを整備しない方針としています。

⑤デイサービスの食費および「要支援1、2」の介護予防ケアプランの作成費への助成を市独自に行い、負担軽減を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局)デイサービスについては、その利用日数が施設入所や短期入所に比べて限定的であることから、市独自の助成を行うことは考えておりません。なお、横浜市では独自に、所得が低く、資産を多く持たない方に対して、介護保険サービスの利用料を助成する「在宅サービス利用者負担助成制度」を実施しています。

介護予防ケアプラン作成に係る費用については、介護予防支援費として報酬が定められていることから助成を行うことは考えておりません。

⑥「特定高齢者」の「地域支援事業」の利用料は、引き続き無料とすること。社会福祉法人の利用者負担2分の1軽減を継続するとともに、介護サービスを提供する医療法人・財団法人にも拡大すること。

<回 答>

(健康福祉局)特定高齢者等を対象とした地域支援事業である介護予防事業の利用料については、利用者の参加を促進するため、引き続き現行の体制を継続してまいります。

社会福祉法人による利用者負担軽減の、要件、軽減割合は、国の要綱に基づき実施しています。また、この制度は、社会福祉法人がその社会的役割に鑑み、任意に負担額の軽減を行うもので、税制などの適用が異なる医療法人等に拡大することは考えておりません。

⑦「介護予防」「自立支援」を理由にした家事援助サービスの打ち切り、保険料滞納によるサービスの一方的な打ち切りはやめ、状況を充分把握しサービスを継続すること。

<回 答>

(健康福祉局) 要支援者に対する「予防給付」での訪問介護サービスでは、自力では困難な行為について、同居家族による支えや地域のサービス等代替サービスが利用できない場合、個別のケアマネジメントを経て必要性が判断されれば、提供されることになっています。従って、一律に生活援助サービスが行えなくなるものではありません。

「保険料滞納によるサービスの打ち切り」については、介護保険制度は国民の共同連帯の理念に基づき被保険者が相互に保険料を負担し合うという社会保険制度の考え方によって成り立っています。また、保険料負担は所得段階別に定めており、低所得者に対する必要な配慮が行われています。

そうした中で、保険料を滞納している者が、一方で保険給付を漫然と受け続けることは、こうした介護保険制度の趣旨に反し、他の被保険者の保険料納付意欲を減退させることとなります。また、保険料収入を前提として必要な給付を行う保険制度の仕組みからすれば、保険料が確実に収納されることは、制度の根幹です。このため、滞納者に対する保険給付制限は、被保険者間の公平を図る上で、止むを得ないものと考えております。

- ⑧介護予防プランの作成や地域支援事業を行う「地域包括支援センター」の体制を強化するため、人材と財源を確保し、職員の欠員を発生させないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 地域包括支援センターの運営法人が安定的に人材を確保できるよう、必要な財源を引き続き確保してまいります。

- ⑨介護人材確保のための所要の措置を国に強く求めること。本市独自の人材確保策を引き続き推進し、研修中の十分な生活支援や家賃支援も含め、拡充し進めること。

<回 答>

(健康福祉局) 介護職員の人材確保と処遇改善を目的として、国においてH21年度から3%の介護報酬の増額改定がされたほか、H21年10月から介護職員の賃金の引上げなど処遇改善に取り組む事業者に対する県の助成が実施されております。

本市としては、施設職員のキャリアアップを支援するなど、介護人材の確保と定着に向けた取組みを進める他、緊急雇用対策として、国の交付金を活用し、介護施設等での雇用創出に取り組めます。さらに、若い世代を対象に、介護の仕事に対する関心を高めてもらうため、介護業務のイメージアップにも取り組んでまいります。

- ⑩新しい認定基準による認定の結果、軽度に判定された場合は、国に改善を求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 今後の実施状況を踏まえながら、課題があれば国に改善を要望してまいります。

2) 高齢者施策に関して

- ①敬老特別乗車証制度については、応益負担による負担金の引き上げや利用制限などの導入は行わないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 本制度は、利用者の増加とともに、市費負担が年々増加しており、厳しい財政状況の中、現行制度の見直しについて検討を進めているところです。

②深刻な1人暮らし高齢者の安否確認・見守りネットワークの試行については、区役所任せにしないこと。市として方針を持ったうえで、地域の関係機関の協力を得るやり方で早急に進めること。

<回 答>

(健康福祉局) 地域における状況や課題はそれぞれ異なっていますので、地域の実状に応じた形で、孤立防止に向けた見守りやサロンの開設などに取り組むことが大切です。

市としては、これらの活動を促進する仕組みづくりに取り組んでまいります。

2. 障害者施策の拡充を

1) 障害者権利条約は国でも批准の動きがあるが、市として障害者権利条約の趣旨を活かした条例を制定すること。

<回 答>

(健康福祉局) 国の動向等を見極めながら、検討を進めてまいります。

2) 障害者自立支援法に関して

①市独自で実施している市民税非課税者に対する利用者負担の全額助成を継続すること。

<回 答>

(健康福祉局) 21年12月25日に閣議決定された22年度予算政府案において、新たな障害者の制度ができるまでの間、自立支援法における低所得(市民税非課税)世帯の障害者等について、福祉サービスおよび補装具に係る利用者負担を無料化するとされました。よって、本事業は廃止します。

②自立支援医療は市独自で全額助成すること。また、更新時の個人通知については、少なくとも更新申請書の受理期限の1か月前に通知し、1か月程度の遡及を認めること。

<回 答>

(健康福祉局) 障害者自立支援法が施行された後の自立支援医療については、1年ごとの更新による診断書料の負担、医療費の定率負担により、旧法適用時よりも自己負担が増加している状況は認識しております。本市では、自立支援医療費の負担のあり方については、国の責任において検討すべきと考えており、横浜市独自に、また、他都市と連携して、国に対して要望をしているところです。

なお、更新申請のご案内については、受給者証交付時にお知らせしているところではありますが、有効期間終了時の個人通知については、今後検討してまいります。

③自立支援法の廃止を国に求め、応益負担は即刻中止すること

<回 答>

(健康福祉局) 障害者自立支援法について、現厚生労働大臣は4年以内に同法を廃止し、新たに「障がい者総合福祉法」(仮称)を定める方針を示しています。利用者負担については新たな制度ができるまでの間、市民税非課税世帯の障害者等について、福祉サービスおよび補装具に係る利用者負担を無料化するという国の方針が出されています。

3) 横浜市在宅心身障害者手当支給制度は復活し、精神障害者も含めて拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) 横浜市在宅心身障害者手当の廃止については、単に手当を廃止するというのではなく、一律の現金給付方式に代わって、障害のある方が地域で安心して生活しつづけるために必要とする様々な福祉施策を推進・拡充することにより福祉施策の質的転換を図るというものです。したがって、在宅障害者に対する福祉施策のあり方として、障害者が真に必要としている福祉施策（しくみ作り）について、それぞれの施策の機能を強化し充実していくことが重要と考えており、「手当制度の復活」は考えておりません。

4) 将来にわたるあんしん施策の策定に関して

- ①365日24時間支援が可能となる「緊急時ホットライン」の創設や障害者自立支援アシスタント派遣事業の機能強化・拡充については、障害者が一生を安心して地域でくらすものにする

<回 答>

(健康福祉局) 皆様のご意見を参考としながら「緊急時ホットライン」を検討してまいります。障害者自立生活アシスタント派遣事業については市内のどこに住んでいてもアシスタントの支援が受けられるよう整備してまいります。また、発達障害や高次脳機能障害のある障害者への支援手法についての検討を進めます。

- ②ガイドヘルパーの増員・ハンディーキャブ・タクシー券や自家用車を利用する障害者へのガソリン代支給等、障害者移動支援策の拡充を図ること。

<回 答>

(健康福祉局) 障害者の移動支援施策の充実に関しては、現在、横浜市障害者プラン（第2期）の中の「将来にわたるあんしん施策」において、移動支援施策の再構築について、当事者・家族を含む検討プロジェクトを設置し、議論しています。今後の議論を踏まえたうえで検討してまいります。

- ③精神障害者の家族支援として、「生活支援センター」等に家族への一時宿泊制度を新設し、早急に実施すること。

<回 答>

(健康福祉局) ショートステイや宿泊支援事業の利用により、本人への支援と家族の休息が可能であると考えられるため、現時点で、生活支援センターで家族を対象とした一時宿泊を実施する考えはありません。

なお、将来にわたるあんしん施策の中の精神障害者の家族支援として、宿泊をとまなう家族の緊急避難場所の確保について検討しておりますが、具体的な実施場所等については未定です。

- ④医療従事者の障害理解の促進と同時に、市職員についても障害理解への啓発を促進すること。

<回 答>

(健康福祉局) 障害理解への啓発については、これまでも横浜市障害者プランの重点施策として取り組んでおりますが、今後も一層努めてまいります。

5) 重度障害者医療費援助事業は継続すること。

<回 答>

(健康福祉局) 重度障害者医療費助成制度については、厳しい財政状況の中ではありますが、現行制度の維持・継続に努めてまいります。

6) 精神障害者にも他障害同様に医療費助成、医師意見書料の無料化を適用し、市で独自措置を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、自立支援医療における医師意見書料について、育成医療・更生医療と同様に、精神通院医療においても利用者負担がなくなるよう必要な措置を講ずることを、国にむけて要望しているところです。なお、平成22年4月更新分から診断書の提出が2年に1回となる予定のため、一定の軽減は図られると考えます。

また、重度障害者医療費助成制度については、県の100%補助事業として開始されましたが、現状では、県の補助率は1/3になっております。本市としましては、厳しい財政状況の中、県費補助の削減分に市費を投入し、制度の維持に努めているところであり、さらなる独自措置の実施は困難な状況です。

7) 地域生活支援事業(ガイドヘルパー・デイサービス・短期入所・日常生活用具など)の利用者負担については、現行の負担料とすること。

<回 答>

(健康福祉局) ガイドヘルプ・日常生活用具・短期入所などにつきましては、引き続き現行のサービス水準を維持するよう努めてまいります。

8) 市事業である「地域作業所」や「運営委員会型グループホーム」は、運営団体の意向を尊重し、一律に自立支援法による移行型とせず、事業を継続し、運営費助成を拡充すること。

<回 答>

(健康福祉局) 現在の財政状況において運営費助成の拡充については困難ですが、地域作業所は障害者の日中活動並びに社会参加の場として、障害者グループホームは生活の場として重要な社会資源であると認識しております。

また、障害者自立支援法に基づく事業への移行にあたっては、運営主体の意向を尊重しながら、移行を希望する運営主体には必要な支援を行ってまいります。

9) 就労支援センターの機能・体制強化や増設を図ると同時に、障害者においては、健常者と同様の見方をしないこと。特に、精神障害者においては、「就労は治療の一環」とする考えを取り入れた就労施策にすること。

<回 答>

(健康福祉局) 就労支援センターについては、21年度に国の障害者就業・生活支援センターを導入したほか、定着支援員を増員するなどの体制強化を行い、障害者一人ひとりの特性に応じた支援の充実を図っています。

精神障害者については、医療や生活を支える機関との連絡を密にした支援を行っています。

10) 緊急災害時に備え、避難所における障害者の備品・設備は充分確保すること。また、障害者のきめ細かな避難訓練の実施等、障害者の防災対策を全区役所がもつよう市の指導の徹底を図ること。

<回 答>

(健康福祉局) 緊急災害時の対応及び避難訓練の実施等、障害のある方が安心して暮らし続けることができるような取組について、今後、一層努めてまいります。

11) 聴覚障害者用補聴器センターの新設、多目的トイレのエリア毎の設置、公共施設への手話通訳者の配置等、障害者が安心して暮らせる環境整備を進めること。

<回 答>

(健康福祉局) 補聴器センター設置の可能性について検討してまいります。公共施設への手話通訳者の配置については困難ですが、必要に応じて、通訳者の派遣を行っておりますのでご活用ください。障害者が安心して暮らせる環境整備については、必要な施策について検討を進めてまいります。

3. 国民健康保険事業の改善を

1) 国庫負担金の増額を国に求め、一般会計からの繰り入れを増額し、国保料の引き下げを図ること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市国保は、保険給付費の9%にあたる、国の調整交付金(医療分)が交付されていないため、法定外で市費を繰り入れ、保険料負担緩和に努めているほか、本市独自基準の保険料減免を実施していますが、医療費の伸びに伴い、保険者及び被保険者の負担は重くなっています。

このため、調整交付金の見直しを行うよう、国に強く要望しているところです。

2) 保険料の減免制度について、所得減少や債務状況を踏まえ、保険料を払えない生活実態を加味し、減免をうけやすいものに改善すること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市国保では、法定の保険料軽減制度に合わせ、本市独自の減免制度を実施しております。

制度運用に際しては、「災害その他の事情により生活が著しく困窮」し、「保険料を納付することが困難な」世帯を対象として、各区役所における納付相談等を通じて、個々の状況に応じて、きめ細かく対応してまいります。

3) 保険料滞納による「資格証明書」発行は、機械的発行をやめ「特別の事情」の有無を把握するまで発行しないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 本市では、資格証明書の発行に至るまでに、滞納者との接触を図り、滞納の実態や世帯の状況の把握に努めています。引き続き、個々の世帯の状況に応じたきめ細かな対応を図ってまいります。なお、国保法改正に伴い本年4月から中学生までの子どもは資格証明書対象から除外しております。

4) 新型インフルエンザに備えるためにも、「資格証明書」世帯に対し、緊急に「短期証明書」を発行すること。

<回 答>

(健康福祉局) 平成21年5月以降の感染拡大期においては、厚生労働省通知に基づき、発熱外来では資格証明書を通常の被保険者証と同じ取扱としましたが、現在は流行期であるため、資格証明書の取扱は一般の疾病と同様の取扱に変更されています。引き続き、流行の動向を注視

しつつ、国と連携しながら対応を図ってまいります。

なお、新型インフルエンザで受診する被保険者から医療費の支払いが困難である等のお申し出があった場合には短期被保険者証を交付するなどの対応を図っております。

4. 最低生活を保障するために

1) 生活保護申請の窓口申請書を常置し、申請権を保障すること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護の相談のため福祉保健センターに来られた方には、専門の職員が生活状況をよくお聞きするとともに、生活保護制度の趣旨や受給要件をご説明し、その上で申請の意思を確認し、申請の手続きを援助しております。なお、申請の意思のある方に対しては、申請書を交付するよう指導しております。

2) 生活保護基準の増額や、母子加算の復活と同様、老齢加算についても復活を国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護基準は、国が定めるものですが、70歳以上の高齢者は、老齢加算に相当するだけの特別な事情があるとは認められないため、国は、廃止することにしたものです。

本市として、公平性の観点からも、この結論については、妥当なものと考えております。

3) 「派遣切り」等でホームレス状態になり、生活に困窮している保護申請者に対しては、即日、保護の決定をすること。民間のアパートへの入居も含めきめ細かな相談に応じること。

<回 答>

(健康福祉局) 申請後には、保護の必要性の判断のための調査を確実にを行い、速やかに保護の決定を行っております。また、その方の状況に応じた相談、援助に努めております。

4) 「子ども手当」の生活保護世帯への支給については、収入認定しないよう国に求めること。

<回 答>

(健康福祉局) 生活保護法上の取扱いについては、国からの通知に即して行ってまいります。

5. 市民税等の減免制度の拡充・改善を

1) 川崎市のように最低生活費の1.3倍を基準とした市民税減免制度を、横浜でも創設すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 地方税法では、「貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける」場合等に市民税を減免することができることとされており、扶助を受けることができないような収入や預金あるいは不動産がある場合などは、減免の対象外とされております。

したがって、一定の金額をもって一律に減免を行うことは、適切ではないと考えております。

2) 滞納解消に関して

①職員の滞納処分年間目標による成果主義をやめること。

<回 答>

(行政運営調整局) 市税の滞納整理を進めるにあたり、業務の進捗を図る意味から、職員の平均実績を踏まえた数値は明らかにしておりますが、目標という性格のものではありません。

②地方税法で適用除外とされる債権回収のみを業務とするサービサー（債権回収会社）の導入はしないこと。

<回 答>

（行政運営調整局）債権管理回収業者は「債権管理回収業に関する特別措置法」の規定に基づき、法務大臣の許可を受け、貸付債権等の管理や回収を業務として行っている株式会社であると認識しております。同法において債権管理回収業者が管理及び回収を行うことができる「特定金銭債権」には、市税は含まれておりません。

③市民税滞納者の個々の事情に対応した丁寧な収納相談に応じ、市民税減免規定の「親族の所得を加味した」との文言を削除すること。

<回 答>

（行政運営調整局）納税のご相談については、個々の事情に応じ、これまでと同様、丁寧な説明を行い、誠実に対応してまいります。

個人の市民税は前年の所得に応じて課税するものとされており、減免制度の運用に当たっては、税負担の公平の観点からも、納税者の個々の事情を十分に見極めた対応が必要であります。

したがって、市民税の納付が困難であるかどうかの判断に当たっては、生計を一にする親族の状況も踏まえることとしております。

6. 保健・医療施策の拡充を

1) 市民病院・脳血管医療センター・みなと赤十字病院・市大2病院は、高度・政策医療や地域医療連携の拠点病院として医師の確保等体制の充実を図ること。また、一般会計からの繰り入れを削減しないこと。

<回 答>

（病院経営局、下線部について回答）今後も、医療機能を継続的・安定的に提供できるよう、必要な医師等の確保に取り組んでまいります。

一般会計繰入金については横浜市立病院中期経営プラン策定時に見込んだ金額を基本としつつ、内容や金額を精査し、所要額を繰り入れてまいります。

（都市経営局）法人化した横浜市立大学におきましては、医学教育並びに臨床研修等を通じて、質の高い人材の確保・育成等に努め、地域医療の充実に取り組むなど、自主自立的な運営を推進しております。

2) 市民病院、脳血管医療センターは、独立行政法人化等を行わないこと。

<回 答>

（病院経営局）市立病院の持続可能な新たな経営形態について、「横浜市立病院経営委員会」に諮問し、検討を行っているところです。

3) 医師・看護師不足を解消するため、国・県・関係機関と連携し、市大医学部の定員拡大をすること。定員拡大にあたっては、施設や体制の拡充も行うこと。また、勤務医の待遇を改善する等、病院に留まる対策を講じること。

<回 答>

（都市経営局）法人化した横浜市立大学では、国の医師確保対策等により平成20年度、21年度

に医学科定員増を実施してきております。また、看護学科においては、平成 22 年度より定員を 10 名増やし 90 名とする予定となっており、これに伴う既存施設・設備は順次整備していくこととしております。

病院勤務医の待遇改善については、引き続き、医師不足の診療科に重点を置いた後期研修医の継続雇用を行うと共に、新たに短時間勤務女性医師の雇用を検討するなど、働きやすい環境整備に取り組むこととしております。これらの横浜市立大学の取り組みについて、本市としても運営交付金による支援などを実施してまいります。

4) 医学生への奨学金制度を市独自で行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 医師確保を目的とした奨学金制度については、平成 21 年から神奈川県が実施したところです。市独自の制度の必要性については、県事業の効果等を見極めた上で、慎重に判断してまいります。

5) 全市 1 保健所体制から、各区 1 か所の保健所体制に戻すこと。当面、福祉保健センター常勤医師の増員を図ること。栄区に医師を配置すること。

<回 答>

(健康福祉局) 全市 1 保健所体制については、保健所長に指揮命令を一元化し、区域を越えるような広域・大規模な健康危機発生時にも、迅速・的確な判断に基づく統一的な判断に基づく統一的な対応ができるようにしたものです。現在のところ各区に 1 か所の保健所体制に戻す予定はありません。

行政医師については、各区福祉保健センターの業務に対応するため、今後も引き続き採用を行ってまいります。

6) 肺炎球菌ワクチン・Hib ワクチンの接種の公費助成を行うこと。

<回 答>

(健康福祉局) 横浜市が市費負担している予防接種は、予防接種法によって定められた予防接種です。

Hib ワクチン接種は、予防接種法によって定められた予防接種ではありませんので、接種費用に対する市費負担は現在のところ予定しておりませんが、今後の国の動向を見据えて対応していきます。

なお、肺炎球菌ワクチン接種については、肺炎に罹患した場合、重症化や死亡のおそれの高い最重度の内部機能障害者に対し、22 年 10 月から助成事業を実施する予定です。

7) がん検診の受信率を高めるため、負担額を引き下げること。乳がん検診では、マンモグラフィの検査箇所が少なく希望者に応えきれない状況を早急に改善すること。

<回 答>

(健康福祉局) 本市の財政状況も厳しい中、がん検診事業を存続させるため、一定の受益者負担が必要と考えております。

乳がん検診については、マンモグラフィ検査機関の増加など、引き続き受診環境の整備に努めてまいります。

8) 「特定検診」項目に、胸部レントゲン検査を含めること。

<回 答>

(健康福祉局)保険者に実施を義務づけられた特定健診は、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病の予防のために保健指導を必要とする者を抽出するための健診として位置づけられており、胸部レントゲンの実施を想定していません。

9) 初期救急医療の安定的運営のため、各区休日急患診療所等の運営費助成費を人件費補助方式に戻すとともに、老朽施設の改善を早急に行うこと。

<回 答>

(健康福祉局)行政監査の指摘を踏まえて、平成 18 年度から標準的な収支不足見込み額とともに、患者数の多寡に応じて補助する方式に改め、補助額を見直したところではありますが、今後も適正な補助額となるよう運営主体と協議し対応してまいります。

老朽化した施設の医療機能を強化するために、平成 21 年度は中区休日急患診療所の建替えを進めたところですが、財政事情も厳しい中にあるため、毎年度の確実な建替えの実施は困難な状況にあり、今後の再整備については、関係団体と協議してまいります。

7. 後期高齢者医療制度に関して

1) 医療給付費に占める高齢者の負担率の増加による保険料の値上げを抑制し、保険料の軽減を図るためにも、県の補助金を投入する等、国や関係機関に働きかけること。

<回 答>

(健康福祉局) 厳しい財政状況下において、県民・市民の負担を増やすことなく、法定外の財源措置を求めていくことは極めて困難であると考えます。

2) 保険料滞納解消のため、減免制度の拡充・周知を広域連合に働きかけること。また、市の窓口業務となる「資格証明書」発行については市の判断として行わないこと。

<回 答>

(健康福祉局) 保険料減免制度については、広域連合条例の規定を遵守して、適切かつ的確に対応してまいります。

資格証明書の発行については、広域連合の要綱において、必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められる場合に限る旨規定されており、また厚生労働省からもその徹底について通知が出されております。本市といたしましては、上記要綱及び通知に基づき広域連合と連携して取り組んでまいります。

Ⅲ 中小商工業者の育成と市内経済の循環促進を

1. 未曾有の経済危機・窮地から横浜市内中小零細業者を救う緊急対策を

1) 市内景気対策として、道路修繕や学校特別営繕費など 2010 年度予算編成における枠的公共事業の規模と予算を拡大し、市内中小業者の仕事を確保すること。

<回 答>

(行政運営調整局)〔道路局、教育委員会事務局〕非常事態ともいえる厳しい財政状況にありますが、このような中でも、市内の中小企業の事業機会の確保につながる道路修繕費や学校特別営繕費については、積極的に対応しました。引き続き、本市事業の事業量及び市内業者の受注機

会の確保に最大限配慮していきたいと考えています。

2) 電線の地中化や公共施設の耐震化など大規模震災対策をさらに進め、市内中小建設業者の仕事を確保すること。

<回 答>

(道路局、下線部について回答) 電線の地中化による道路の無電柱化事業は、防災上重要な幹線道路や、景観に配慮する必要がある地区などの中から、事業の進ちょく状況や財政状況を勘案しながら、電線企業者と協議の上、事業対象路線を選定し、事業を実施しております。

電線の地中化事業に伴い、水道や下水、ガス管など他の地下埋設物の移設工事が必要となり、工事期間が長期化することや、地下埋設物の移設補償費が必要となるなどの課題もありますが、環状2号線や山下本牧磯子線などの緊急輸送路の整備を優先して進めております。厳しい財源の中、整備できる路線は非常に限られていますが、今後とも計画的な整備を行ってまいります。(まちづくり調整局、下線部について回答) 本市公共建築物の耐震対策につきましては、「横浜市耐震改修促進計画」により平成27年度までに「災害時に最も重要な拠点となる施設」等、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を100%、対象公共建築物全体でも90%の耐震化率を目標として取り組んでおります。

3) 市内中小商店での売り上げを増進させるために、消費税5%引き販売など販売促進策を具体的に市内業者に提示・提案し、同時に必要な財政的援助を行うこと。

<回 答>

(経済観光局) 21年度、販売促進緊急支援事業として市内商店街が取組を開始した「横浜開港150円商店街」について、商店街と市内プロスポーツチームとが連携し「150円商店街」と連動して新たに行うキャンペーンの実施に向けた支援を行うなど、引き続き「150円商店街」の開催を支援します。

4) 入札参加資格業者以外の小規模事業者の受注機会を拡大し地域経済の活性化を図る「小規模工事随意契約登録制度(仮称)」は、川崎市、相模原市をはじめ、多くの自治体で実施され公共事業として適正な施工を確保できることが証明されていることから、本市においても早急に実施すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 小規模な工事であっても、公共工事として適正な施工を確保する観点から、建設業の許可を受けていることや、経営事項審査を受けていることなどの入札参加資格を満たしている事業者を契約の相手方としています。

5) 現行の「経営安定資金」では対応できない迅速、簡便な直貸しによる「緊急事業支援融資(駆け込み資金)」など小額融資制度を創設すること。

<回 答>

(経済観光局) 本市では売上高の減少や取引先の倒産等により経営に支障をきたしている企業については、「経営安定資金」「セーフティネット特別資金」などにより支援しています。

直貸しについては、管理上の問題や経費・人員確保の観点から、実施は困難です。

6) 仕事が少なく営業が困難な中小業者に対する小額の生活資金を融資する「中小企業生活支援資金制度(仮称)」を創設すること。

<回 答>

(経済観光局) 制度融資は、中小企業の事業資金の調達のための制度であり、生活資金の融資は困難です。

7) 滞納している各種税金の完済のための融資制度をつくること。

<回 答>

(経済観光局) 制度融資は、中小企業の事業資金調達のための資金であり、税金完済のための融資は困難です。

8) 国に対し、金属・機械加工業中小企業への家賃や光熱費、リース料などの固定費への補助及び休業補償制度創設を求めると同時に、本市単独事業としても緊急に実施すること。

<回 答>

(経済観光局)「横浜市中小製造業経営革新促進助成制度」において、工業系用途地域における賃貸施設への入居に対する助成を実施しています。

2. 地域特性を生かした実効性にある経済・産業対策を

1) 中小商工業者の振興のための横浜市の責務などを規定する「中小企業振興基本条例（仮称）」を制定し、行政の根幹にすえること。

<回 答>

(経済観光局) 中小企業の振興に関しては、中期計画の中で重要施策と位置づけ、中長期的な視点から、積極的に推進しています。

22年度には、「新たな中期的計画」の策定が予定されており、その中でも、重要な施策として検討を進め、引き続き積極的に中小企業の振興を図っていきます。

2) 中小商工業者振興のための予算の増額、および中小商工業者を支援する部署の増員を図り、経済観光局主導の地域産業政策の立案と実施を行うこと。

<回 答>

(経済観光局) 市の厳しい財政状況を踏まえ、より一層効率的で効果的な行政運営を図る中で、中小企業の基盤強化や成長発展の支援など、横浜経済の活性化に向けた施策を積極的に展開し、市内中小企業者への支援を実施してまいります。

3) 市内全中小商工業事業所を対象にした対面・ヒアリングによる悉皆調査を実施し、施策に反映させること。

<回 答>

(経済観光局) 日頃から、横浜経済の活性化に向けた様々な施策を展開するにあたって、担当職員が中小企業、商店街等の現場に出向き、様々な情報やニーズの把握を行っています。

さらには、本市が四半期に一度実施している市内企業約1,000社（うち中小企業約600社）に対するアンケート調査に併せて、一部の企業に対するヒアリング調査を実施し、市内企業の業況や経営動向を定期的に把握しています。

また、21年度の商店街の個店を対象とした経営実態調査に引き続き、22年度は、中小製造業を対象とした技術調査を実施します。

今後とも、的確かつ柔軟な調査を実施し、施策に反映するよう努めてまいります。

4) 地域の特性にあった経済振興を図るため、中小業者に対する経営相談だけでなく各行政区に経済振興課を設置して、各区の地域産業・経済振興策を策定すること。

<回 答>

(経済観光局) 経済振興に当たって、日頃から、担当職員が中小企業、商店街等の現場に出向き、様々な情報やニーズの把握を行い、施策展開を図っているため、各区役所に経済振興課を設置することは考えておりません。

5) 企業立地促進条例認定企業について、市内経済への波及効果を数量的に明らかにし、公表すること。これまで実施してきた条例認定企業の市内雇用実態調査の結果を公表し、市内雇用の比率の低い企業にはペナルティを課すこと。

<回 答>

(経済観光局) 企業立地促進条例の認定企業に対しては、毎年1月に事業実施状況報告を求めています。認定企業による市内経済への効果は、現在、調査中であり、結果がまとまり次第、公表します。

また、雇用状況は、事業を開始した29件を対象とした平成21年1月の調査によると、雇用者数は、事業開始前に約7,000人であったのが、約12,000人となっており、このうち、市民は約6,500人となっています。

6) 市内外の中小企業の異業種交流を進めるセクションを経済観光局に設置し、重層的で多様なマッチングの機会を確保し、当該事業者以外への波及を図るための手立てを構築すること。

<回 答>

(経済観光局) 商談会や個別受発注相談、大手企業の開放特許の紹介等を通じて企業間のマッチングを行っており、引き続き、こうした機会を設けていきます。

7) 脱温暖化対策に対応したエネルギー分野の産業を本市が主導して育成していくこと。

<回 答>

(経済観光局) 脱温暖化に向けた事業については、これまでも取り組んでまいりましたが、今後とも、温暖化対策技術開発支援等を引き続き実施してまいります。

8) 競輪事業から撤退すること。

<回 答>

(経済観光局) 競輪事業は、神奈川県・横須賀市・横浜市を構成団体とする一部事務組合が実施しておりますので、本市単独で競輪事業から撤退することは困難です。なお、今後は、平成21年12月1日発表した競輪事業の見直し方針に沿って、花月園競輪場での競輪開催は平成21年度をもって廃止するなど事業規模を縮小した上で事業を継続してまいります。

3. 制度融資の一層の改善を

1) 市制度融資取り扱い金融機関とその支店に、制度融資の相談に積極的に対応する窓口と係を設置するよう指導し、協力を求め、信用保証協会の保証窓口のブランチを方面別に設置すること。

<回 答>

(経済観光局) 制度融資取扱金融機関に対して金融機関説明会等で、制度融資の積極的な活用に

ついて要請しています。

また横浜市信用保証協会においては、市内4か所の保証窓口に中小企業診断士を相談員とした経営相談窓口を設置し、融資相談等を行い市内中小企業者の金融円滑化に努めております。

2) 無担保無保証人融資の利用率アップのための手立てを講じること。

<回 答>

(経済観光局)本市では取扱金融機関を対象に説明会を開催し、制度融資の積極的な活用を要請しております。

また、年度当初に取扱金融機関の市内全支店、区役所、経済団体等にもパンフレット配布や個別説明会を開催し、周知を図っております。

3) 小口特別融資及び開業支援融資の返済期間を経営安定資金と同様に10年に延長すること。

<回 答>

(経済観光局)本市では、制度融資の融資期間につきましては、19年度より経営安定資金は「運転資金5年以内・設備資金7年以内」から「運転資金7年以内・設備資金10年以内」に延長するなど拡充を図っております。

また、20年10月に「セーフティネット特別資金」の運転資金についても「10年以内」に延長し、さらに、同年12月に創設した「緊急借換支援資金」でも、運転資金について「10年以内」としております。

小口の資金貸付や開業のための資金については、既存の融資条件で対応を図ってまいります。

4. 商店街の活性化・振興策を

1) 少子高齢化時代に適応した商店街やコンパクトシティの考え方に基づいた商店街整備を行うことが有効な商店街のために、地域住民・当該商店街・区役所の担当者で構成する「街づくり協議会」等を設置し、支援すること。

<回 答>

(経済観光局)商店街と地域で活動する様々な団体との横断的な連携づくりを通して地域経済全体の活性化を目指す「地域経済元気づくり事業」の成果も踏まえ、区とも連携しながら、地域特性を生かした商店街づくりを進めてまいります。

2) 商店街の空き店舗活用を引き続き積極的に行うこと。

<回 答>

(経済観光局)商店街での創業を支援し、活性化に繋げていくため、空き店舗を活用した優れたビジネスプランに対する支援を引き続き行ってまいります。

3) 個性のある小売店を増やすために起業資金など特別の融資制度や、その経営支援のためのあらゆる情報を提供するサイトを、専門の市職員を配置して作ること。

<回 答>

(経済観光局)制度融資において、市内で新たに創業する方を対象とした「創業ベンチャー促進資金」を設けています。

商店街の活性化に向け、小売店の魅力を高めることも必要であるため、商店街内の店舗に専門家を派遣し、魅力づくりを支援してまいります。

なお、商店街の活性化に関する情報は経済観光局及び横浜市商店街総連合会ホームページを通じて発信しております。

- 4) 中央卸売市場の公共的機能を拡充し、小規模な事業者の取引を保障すること。同時に横浜中央卸売市場発の生鮮食品のブランド力を高めること。

<回 答>

(経済観光局) 市場の取引は、卸売市場法や本市業務条例等の取引規定に従って、開設者である横浜市の指導監督の下で行われています。

また、市場関係者、開設者で構成する各種委員会を通じてせり取引に関する取り決めを行うとともに、主要品目の販売予定数量や卸売価格等を公表しています。

横浜市中央卸売市場は、多くの人口を抱えた消費地市場であり、消費者ニーズに恒常的に応えられるよう全国各地からの集荷により、豊富な品揃えができることが市場ブランドと考えています。また、地産地消産品や付加価値の高い市内産ブランドの取扱いを通じて、市場発の生鮮食品のブランド力を強化してまいります。

- 5) 市内生鮮3品の小売店に対する支援のために実施している専門家派遣による経営診断事業を当該事業者に対し周知徹底して斡旋を行い、その実績を公開すること。

<回 答>

(経済観光局) 個別店舗に対しては、引き続き経営診断事業を通じて支援してまいります。

5. 市内の経済循環を旺盛にする公共工事の発注を

- 1) 公契約制度の法制化を国に求めると同時に、本市単独でも公契約条例を制定し、公共工事や指定管理者制度によって民間に移管された「公の施設」や業務委託契約等による公的施設における労働条件を守ること。

<回 答>

(共創推進事業本部) 個々の雇用条件に関しては、指定管理者が決定すべき事項と考えておりますが、適法な労働条件の確保は重要であると認識しておりますので、本市指定管理者制度を運用するにあたり、労働関係法規を遵守していることを選定の条件にするなどの取組を進めてまいります。

- 2) 公共工事での片務性の実態を調査し公表し、実態に即し十分な協議のもとで変更契約を行うこと。また、元請・下請の片務性・不平等な取引を排除するための指導を強化すること。

<回 答>

(都市整備局、下線部について回答)「横浜市請負工事設計変更ガイドライン」に基づき、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上や対等性の確保を図っています。(行政運営調整局、下線部について回答) 元請・下請関係につきましては、本来、民間どうしの関係ではありますが、本市では、契約者すべてに「本市発注工事の適正な施工について」という書面を配布し、適正な下請契約の締結や代金支払い等の適正化について要請しているところです。

- 3) 入札制度のランクをさらに細かく分け、業者数に見合った公共工事の配分を行い、能力に応じた競争環境を確保すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 本市の入札契約制度は、①不正行為の防止、②競争性・透明性の向上、③工事の質の確保、④市内企業の活性化を基本理念とし、16年度から実施しているところでありませんが、引き続き、適正な競争環境の整備に努めてまいります。

4) 現在行っている予定価格の事後公表を試行から本格運用に切り替えること。

<回 答>

(行政運営調整局) 予定価格の事前公表については、現在、事後公表の試行を行っておりますが、低価格競争との関連性が明らかになったとは言えない状況です。

このため、低価格競争等との関連性について継続して検証するため、平成22年度は件数を増やして試行を継続するとともに、工事成績との相関関係についても分析します。

5) 予定価格は、市場の実勢を的確に反映できる方法により積算し、適正な水準に設定し、最低制限価格を予定価格の90%以上に設定すること。

<回 答>

(まちづくり調整局、下線部について回答) 公共建築工事の予定価格積算に用いる資材単価につきまして、年間4回の改定を行うとともに、価格の変動が急激な場合は臨時的改定を行うなどして、工事設計額に市場の実勢価格がより反映されるようにしております。

(行政運営調整局、下線部について回答) 最低制限価格については、工事に必要な経費を適正に最低制限価格に反映することにより建設事業者の健全な経営環境や工事の品質の確保を図るため、21年7月に国の基準に準じ算出式を見直しするとともに、その上限を予定価格の90%へ引き上げたところです。

今後とも国の動向を見守ってまいります。

6) 水道局の委託業務契約における低入札価格制度を廃止し、最低制限価格制度を導入すること。

<回 答>

(水道局) 水道メーター検針業務(料金整理業務を含む。)について、低入札価格調査制度を採用しています。あらかじめ調査基準価格を設定し、これを下回る金額で入札したものについては、契約内容に適合した履行が可能かどうか調査をし、可能と判断した場合には契約する制度です。

これにより、確実な履行を確認できるとともに、より低コストでの事業執行が可能となることから経費節減にもつながりますので、今後も継続してまいります。

7) 労務費の積算に当たっては、建設労働者の賃金水準および労働条件等を総合的に勘案し、適正に行うこと。

<回 答>

(道路局) 公共工事の労務単価は、国(国土交通省及び農林水産省)と連携しながら公共事業労務費調査を毎年実施し、地域の実態に基づき決定された労務単価を本市の公共工事設計労務単価として使用しています。

8) 公共工事の地元中小企業向け発注について、金額・件数のそれぞれの目標を明確にし、その割合を引き上げること。また、市が購入する物品は市内中小業者に優先的に発注すること。

<回 答>

(行政運営調整局) 本市においては、工事の発注にあたり、従来より市内企業への発注を原則と

しております。今後も分離・分割発注を徹底することにより、市内中小企業向け発注の拡大に努めてまいります。

また、物品の発注についても、市内企業への優先発注を基本としており、今後も引続き分離発注を行うなど、可能な限り市内中小企業向け発注の拡大に努めてまいります。

- 9) 総合評価落札方式については、価格評価偏重を排除し、構造物の安全・品質確保に必要な法令遵守・労働基準および地域振興に必要な要件などを重視すること。

<回 答>

(都市整備局) 総合評価落札方式の評価項目としては、品確法の趣旨に則り、当該工事の施工に関する企業の技術力や施工能力を確認する項目を設定しております。

6. 生き生きと生活できる雇用の創出を

- 1) 官製ワーキングプアを発生させないために、指定管理者や業務委託の受注者の従業員給与の実態を調査し、年収 200 万円以下の給与体系の事業者については公表し、同時に是正を図る手立てを取ることを。

<回 答>

(共創推進事業本部) 個々の雇用条件に関しては、指定管理者が決定すべき事項と考えておりますが、適法な労働条件の確保は重要であると認識しておりますので、本市指定管理者制度を運用するにあたり、労働関係法規を遵守していることを選定の条件にするなどの取組を進めてまいります。

- 2) 本市と指定管理者の雇用する非正規労働者の実態を調査して公表するとともに、正規雇用の割合を増やし、非正規雇用でも「同一労働同一賃金」の立場で賃金を保障すること。

<回 答>

(共創推進事業本部) 個々の雇用条件に関しては、指定管理者が決定すべき事項と考えておりますが、適法な労働条件の確保は重要であると認識しておりますので、本市指定管理者制度を運用するにあたり、労働関係法規を遵守していることを選定の条件にするなどの取組を進めてまいります。

- 3) 社会的責任として、市内大企業に対して正規雇用を増やすよう積極的に働きかけること。

<回 答>

(経済観光局) 本市では、正規雇用の拡大を図るため、ジョブマッチングよこはま事業への登録の要請や神奈川労働局、ハローワークとの連携による合同就職面接会等を開催しています。

大企業をはじめ、より多くの市内事業者に参加いただいております。今後も引き続き、働きかけを行ってまいります。

- 4) 若者の正規雇用を拡大する本市独自の体制を、市民活力推進局および経済観光局を中心に設置すること。そのために、若者を雇用した市内中小企業に対し、補助金や優遇税制制度などを創設すること。

<回 答>

(経済観光局)〔こども青少年局〕本市では、定額給付金の寄附金を活用し、人材確保が困難となっている業界・団体との連携により、職業訓練から採用までの一貫したプログラムを実施する

「若者の就労支援事業」に取り組んでおり、22年度も引き続き、実施していきます。

また、引き続き、市内経済団体や就業支援にかかわるNPOなどで構成する「横浜市地域連携雇用促進協議会」を運営するとともに、庁内の連携を強化するための連絡会議（庁内連絡会議）を開催していきます。

5) 若者の就労支援のために職業訓練や就労セミナーなどをさらに充実すること。

<回 答>

（こども青少年局）〔経済観光局〕若年無業者の職業的自立に向けた支援機関である、よこはま若者サポートステーションでは、従来の職業訓練や就労セミナーに加え、市内の公共施設や専門学校に出張し、就労セミナーを行い支援を充実しました。

また、よこはま型若者自立塾・サポートステーションで支援を受けている若者が市内企業においてインターンシップを行うプログラムを拡充しました。

さらに、商工会議所・市内専門学校と連携し雇用に結びつく訓練型のセミナーを充実していきましました。

今後も他の関係機関、企業と連携を図りながら、支援を提供してまいります。

6) 国の緊急経済対策として打ち出された雇用対策を積極的に活用し、その執行を早めること。

<回 答>

（経済観光局）「ふるさと雇用再生特別交付金事業」「緊急雇用創出事業」等につきまして、国や神奈川県の手定める実施要領等に基づき適正に事業を執行してまいります。

7. 市内農業を守り育て、食の安全と緑の確保を

1) 農業振興施策・予算を増設・充実させること。

<回 答>

（環境創造局）従来の農業振興施策とともに、横浜みどりアップ計画の新規拡充施策を推進していくことで、市内農業の支援を更に充実していきます。

2) 「はま菜ちゃん」などよこはまブランド農産物をさらに増やし、出荷促進対策として、出荷資材購入費の補助など、振興策を図ること。

<回 答>

（環境創造局）ブランド品目を拡大する予定はありませんが、地産地消の推進のなかで、市内産農産物全体をPRしております。また、出荷資材を作成する際に、「はま菜ちゃん」表示を行う場合の補助は継続して参ります。

3) 市内公共緑化に、市内生産の植木・花卉類を一定以上使用することを義務付けること。

<回 答>

（環境創造局）公共施設緑化等には、市内で生産した緑化用樹木等を積極的に活用するよう引き続き働きかけていきます。

4) 生産緑地拡大を図るための工夫・見直しをさらに進めること。

<回 答>

（環境創造局）生産緑地拡大に向け、市独自の指定要件の見直しなどを検討するとともに、必要な事項は国に要望してまいります。

5) 農業の担い手育成のため、新規就農者や横浜チャレンジファーマー研修生に対して月 15 万円を 3 年間支給する「就農者支援制度」を国に求めるとともに、国の制度ができるまで横浜市独自の制度として実施すること。

<回 答>

(環境創造局) 新たな制度創設の要望並びに市独自制度の実施については考えておりませんが、研修生並びに研修先農家の意見などを参考にして研修内容の充実を図ってまいります。

6) 横浜チャレンジファーマー事業の市民に対する宣伝を強め、研修生の募集人員をさらに増加させ、研修内容を充実させること。

<回 答>

(環境創造局) 広報の充実により応募者の増加を図るとともに、募集人員についても、今後の動向を踏まえ検討してまいります。

また、研修内容については、研修生及び研修先農家の意見などを参考にして、充実を図ってまいります。

7) 環境にやさしい農業を促進するため、堆肥化施設等の整備等の補助を行うこと。

<回 答>

(環境創造局) 剪定枝の堆肥化施設を整備する場合の補助については、引き続き実施して参ります。

8) 遊休農地・荒廃農地を解消するため、賃借、市民農園等の開設等を積極的に支援すること。

<回 答>

(環境創造局) 休耕地等への対策として、遊休化した農地の復元補助、農地への利用権設定による賃借を促進するほか、市民利用型農園への支援も継続してまいります。

9) ごみの不法投棄対策を強化し、私有の山林地等に放棄されたごみの撤去を市の経費で行うこと。

<回 答>

(資源循環局) ごみの不法投棄対策につきましては、引き続き強化してまいります。なお、私有地に投棄されたごみの撤去につきましては、土地の所有者(管理者)が自らの責任で撤去することになっております。

IV 環境にやさしい、基地のない平和で安全な街づくりを

1. 大規模住宅開発、マンション建設を規制し、都市部の緑と斜面緑地を守る

1) 開発調整条例を強化し、公園設置等の公共公益負担義務のがれを目的とする、3000 平方メートル未満の分割開発を規制すること。

<回 答>

(まちづくり調整局)〔環境創造局〕開発区域の設定につきましては、計画的、構造的又は工事の施工方法に一連性がある場合は、一体の区域として開発許可制度を運用しており、分割開発の抑制に努めております。

2) 市街地緑地保全のために、緑地保存地区指定の対象面積の縮小につづき、さらなる制度の拡充で、緑地保全指定等の拡大を図ること。

<回 答>

(環境創造局)「横浜みどりアップ計画」による樹林地の保全の推進のため、平成 21 年度に特別緑地保全地区の指定要件を 1,000 ㎡まで引き下げるとともに、山林所有者を対象に実施した意向調査等により、樹林地保全制度による指定の拡大を進めています。また、あわせて、市民緑地等、新たな制度の導入についても検討を進めます。

3)「横浜みどり税」については廃止し、開発規制の強化等による新たな「横浜みどりアップ計画」を策定すること。

<回 答>

(環境創造局)〔行政運営超政局〕緑の多くは私有地であり、緑を保全する上で課題となっている維持管理や相続税等の負担軽減などに対応することで、市域の緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承することを目的に「横浜みどりアップ計画」(新規・拡充施策)を進めています。

この計画により、特別緑地保全地区等の緑地保全制度による指定拡大による樹林地保全や農地の維持継続の支援などによる農地保全、さらには地域ぐるみの緑化の取り組みなどによる緑化推進を進めており、「横浜みどり税」は、計画を着実に推進するための安定的な財源として活用しています。

4) 市街化調整区域における建築物の規制を強化し、「特例解除」は原則認めないこと。

<回 答>

(まちづくり調整局)市街化調整区域での開発行為は、市街化区域での立地が困難であって市街化を促進する恐れがないもの以外は認められないこととなっております。今後も開発許可制度の適正な運用を図ってまいります。

5) 緑化地域に関する条例で、緑化対象の拡大につづいて建ぺい率などに応じた面積の設定および、商業系・工業系用途地域も含めるなど、さらに拡充を図ること。

<回 答>

(環境創造局)緑化地域制度は平成 21 年度からの運用を開始しており、実績等も踏まえながら、緑化地域の区域の拡大等についても研究してまいります。

なお、商業系用途地域については、より実質的な効果が上がるよう、国に制度改正の要望を行っているところです。

6) 瀬上の森(栄区上郷町)における開発業者の都市計画提案(再)については、今後も認めず、貴重な緑地を保存すること。

<回 答>

(まちづくり調整局)都市計画提案が行われた場合、横浜市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針や環境等への配慮などを踏まえ、厳正に審査・評価のうえ、総合的に判断してまいります。

2. 地球温暖化をくい止め、資源循環型社会の実現をめざす

1) 横浜市脱温暖化行動計画(CO-D030)については、国の「温室効果ガスを 1990 年比で 2020 年までに 25%削減をめざす」との整合性を図り、削減目標の引き上げ等の見直しを行うこと。

<回 答>

(地球温暖化対策事業本部) 引き続き、国及び関係地方自治体・機関との連携に努め、本市計画との整合性を図ってまいります。

2) 現在検討中の「温暖化条例」については、企業からの温室効果ガス排出量を削減する東京都の条例改正の内容を参考にし、地球温暖化対策計画の提出事業者を拡大するとともに、大規模事業所に温室効果ガス排出量削減目標の義務付けや排出量取引制度等を導入すること。

<回 答>

(地球温暖化対策事業本部) 平成 22 年度から開始する改正計画書制度では、より多くの事業者に実効性ある削減対策を促していくため、新たに、対象となる事業者の範囲を拡大することや、計画書と報告書の内容に対し、市が評価を行うこととしています。

この新たな計画書制度の運用を確実に運用し、削減対策を促進しながら本市としての実績を積み重ねた上で、国や東京都の制度の動向を注視しながら、本市に必要な制度の検討をしてまいりたいと考えています。

3) 合わせて、小規模事業所に対しては、財政的補助も含めて脱温暖化対策の支援を強化すること。

<回 答>

(地球温暖化対策事業本部) 小規模事業所については、平成 22 年度から開始する改正計画書制度では任意に参加できることとしており、意欲ある事業者の取組状況を把握しながら必要な支援について検討してまいりたいと考えています。

4) 設置費用の補助を拡充し、住宅用太陽光発電や、太陽熱給湯・暖房などソーラーシステムの普及を促進すること。

<回 答>

(地球温暖化対策事業本部) 住宅用太陽光発電システムの補助につきましては、市民の関心の高まりから、設置希望者の増大が予想され、補助件数を拡大します。

また、太陽熱利用システムにおきましては、太陽光発電よりも高効率ですが導入が遅れていることから、補助の拡充とともに普及啓発にも取り組んでまいります。

5) 事業系ごみについては、焼却工場でのチェック体制及び指導を強化するなど、分別収集の徹底による資源化・減量化を推進すること。

<回 答>

(資源循環局) 事業系ごみの減量化・資源化対策として、市焼却工場での搬入物検査を強化するとともに排出事業者の分別・資源化に対する自主的な取組みが促進されるよう、排出事業者に対する働きかけや立入調査を実施しております。

6) 家庭ごみについては、引き続き分別・減量化への協力と同時に、市民サービスとして、現行の夏季収集回数(7~8月・週3回)を維持すること。

<回 答>

(資源循環局) 燃やすごみの収集回数については、夏季における週3回収集を暫定的に実施していましたが、2年が経過した現在では、週2回収集が定着しておりますので、ごみの減量や経費削減効果、他都市における実施状況なども考慮し、年間を通じて週2回収集としてまいり

ます。

7) 現在、西区・中区・栄区で実施されている家庭ごみの民間委託については、早急に直営収集方式に戻すこと。合わせて無料制度を堅持すること。

<回 答>

(資源循環局) 家庭ごみの収集業務については、民間活力が発揮されやすい分野として、プラスチック製容器包装と缶・びん・ペットボトルの収集の委託を進めていますが、一方で、行政が担うべきものとして、燃やすごみ等の収集は本市職員が行っていくこととしています。

この方向性に基づき、平成 22 年度は、西区の燃やすごみ等の収集を本市職員による収集に切り替えてまいります。

また、家庭ごみ収集の有料化は、ごみの減量・リサイクルの推進や財政への寄与に有効な手段の一つと考えております。しかし、現在のところ市民との協働により順調にごみは減少しており、分別への取組が徹底・定着した後に、他都市の実施状況も参考にしつつ、導入の必要性も含め検討すべきと考えております。

8) 生ごみ堆肥化事業を拡充し、生ごみの分別収集をさらに推進すること。

<回 答>

(資源循環局) 平成 22 年度は、ガス化の実証実験を継続するとともに、生ごみの資源化の手法について検討を進めてまいります。

なお、堆肥化実験は平成 21 年度をもって終了いたします。

9) リサイクルプラザは引き続き管理・運営を継続し、リサイクル推進や環境情報の提供・普及啓発の活動拠点として拡充すること。

<回 答>

(資源循環局) 行政監査の結果などを踏まえ、平成 22 年度は、リサイクルプラザのより効率的かつ効果的な啓発手法を検討する中で、今後のあり方も併せて検討してまいります。

3. 大型開発・都心部開発は見直し、地域生活圏での公共基盤整備を図る

1) 既存の港湾設備（本牧・大黒・南本牧(MC-1、MC-2)ふ頭）を有効活用し、南本牧 MC-3、MC-4 など新たな大水深コンテナバース整備計画は中止すること。

<回 答>

(港湾局) 南本牧ふ頭は、平成 24 年度の MC-3 コンテナターミナル供用開始に向け、鋭意整備を進めてまいります。

2) 高速横浜環状道路計画は、凍結・中止を含む抜本的見直しを行うこと。

<回 答>

(道路局) 横浜環状道路は、本市の道路網の骨格をなし、市民生活の利便性向上や市内経済の活性化につながり、さらには市内交通混雑の緩和や交通円滑化による環境改善をもたらす重要な路線として事業を進めています。

また、横浜港の機能強化や京浜臨海部の活性化のためにも重要で、都市再生プロジェクトにも位置付けられていることから、早期に整備する必要があります。

横浜環状南線については、平成 21 年 6 月に全線で設計用地の説明が終了しました。引き続き、

国や東日本高速道路株式会社と連携して、用地取得を積極的に進め、平成 27 年度の供用を目指して、早期に本格的な工事に着手できるよう努めていきます。

横浜環状北線については、現在、シールドマシンの製作を行っており、平成 22 年秋に掘削を開始する予定です。引き続き早期完成に向けて、事業者である首都高速道路株式会社と連携しながら用地取得及び工事を積極的に進めます。

南線、北線関連街路につきましても、本線と共に、早期完成に向けて、引き続き用地取得及び工事を積極的に進めます。

横浜環状北西線については、平成 21 年 10 月に都市計画案や環境影響評価準備書の公告・縦覧、地元説明会を実施しました。今後は早期の事業化に向けて、平成 22 年度の都市計画決定を目指して、国等、関係機関との協議・調整を図るなど、手続きを進めます。

- 3) 「都市計画道路の見直し」にあたっては、住民の意見・要望の尊重、財政状況を考慮して、真に必要な生活道路に絞りこむこと。特に、住民合意が得られない「岸谷線」などについては「計画廃止」とすること。

<回 答>

(道路局) 都市計画道路網の見直しにつきましては、「安全なまちづくり」や「環境に配慮したまちづくり」などの 6 つの視点から総合的に評価・検証し、節目ごとに市民の皆さまからのご意見等も伺いながら、平成 20 年 5 月に「見直しの素案」としてとりまとめ公表いたしました。現在、この「見直しの素案」に基づき、岸谷線など個別路線の具体的な検討を行っており、進ちょくに合わせて広く市民の皆さまに情報を提供し、合意形成を図りながら都市計画変更の手続きを進めてまいります。

- 4) 羽田空港再拡張事業に対する国の無利子融資貸付金の増額要請については拒否すること。また、取付け道路・橋梁建設「神奈川口構想」は、白紙撤回すること。

<回 答>

(都市経営局) 平成 22 年度予算案において 12 億 4,300 万円を計上しており、これにより合計の貸付額は、当初の約束通り 100 億円となります。

また、神奈川口構想につきましては、羽田空港再拡張・国際化の効果を最大限に活かすための施策の一つであると考えております。

- 5) 民間事業者への助成・支援を中心とする横浜駅周辺大改造計画は「凍結」し、巨大再開発事業を伴う手法でなく、水害など防災対策に重点をおいた計画に見直すこと。

<回 答>

(都市整備局) 水害対策などの安全・防災対策は、エキサイトよこはま 22 (横浜駅周辺大改造計画) を進めるうえで、重要な優先して取り組むべき課題です。

これまででも、順次対応しているところではありますが、単独で対応していただくだけでは、限定的な対応にとどまり、抜本的な対策にはつながりませんので、民間開発などのまちづくりと一体となって進めることが、必要であると考えています。

- 6) 新市庁舎等の整備計画は「凍結」し、「住民投票」等による市民意見を反映し、是非を含め改めて計画を検討すること。

<回 答>

(都市整備局)〔行政運営調整局〕新市庁舎等の整備計画については、今後とも市民意見募集などにより、広く市民の意見を伺いながら、検討を進めてまいります。

7) 切実な市民要望にもとづき、市営住宅の新規建設・管理戸数の増を図ること。

<回 答>

(まちづくり調整局)本市の住宅の総数は世帯数を既に上回っているため、既存の民間賃貸住宅の積極的な活用を図っていく必要があります。住宅に困窮する市民が、民間賃貸住宅市場で必要な入居機会を確保できるよう、民間住宅あんしん入居事業による円滑な入居支援や高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進に引き続き取り組んでまいります。

また、市営住宅の供給量を増やすことを基本とした従来の取組みから、住戸改善事業や耐震改修事業などにより、居住性の向上や長寿命化を図るなど、既存市営住宅対策をより重視した取組みを進め、年間1千戸程度発生する空き住戸を、より困窮度の高い世帯に的確に供給してまいります。

8) 区役所に「建築相談室」(仮称)を常設し、建築紛争やマンションの維持管理・耐震診断、建替え問題などきめ細かな相談に対応すること。

<回 答>

(まちづくり調整局)ハウスクエア横浜などにおいて、一般的な建築相談並びに耐震性の向上、建替え問題及びマンションの維持管理等に関する相談に対応しております。

また、マンション管理組合の活動への支援も行っております。

9) 「バリアフリー新法」による建築物などのバリアフリー化を促進すること。合わせて、エレベーター等の未整備の駅舎をなくすよう鉄道事業者に働きかけ、推進を図ること。

<回 答>

(まちづくり調整局、下線部について回答)平成17年に「ハートビル条例」(現「建築物バリアフリー条例」)を制定し、「ハートビル法」(現「バリアフリー新法」)で定めるバリアフリー基準の強化、対象建築物の拡大及び対象規模床面積の引き下げをしており、建築物のバリアフリー化の促進を図っております。

(健康福祉局、下線部について回答)鉄道駅舎へのエレベーター等の設置を促進するため、従来から民営鉄道事業者に対して、「横浜市鉄道駅舎多目的トイレ及びエレベーター等設置補助制度」を活用したエレベーター等の整備を積極的に要請しています。

エレベーター等の設置されていない駅につきましては、引き続きバリアフリー化を働きかけてまいります。

(都市整備局、下線部について回答)高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる駅施設の整備について、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、引き続き、鉄道事業者に働きかけてまいります。

10) 生活道路の修繕・私道整備助成、雨水排水、公園の維持・管理等に関わる土木事務所予算を拡充し、安全な生活基盤整備の拡充を図ること。

<回 答>

(道路局、下線部について回答)生活道路の修繕・私道整備助成等については、前年度並みの予算確保に努めてまいります。また、各区の実情を把握している各区(土木事務所)で、発注時期

や施工箇所を調整し、限られた予算の中で効率的かつ効果的で安全な生活基盤整備を進めてまいります。

(環境創造局) 厳しい状況ではありますが、安全な生活基盤が保てるよう、予算の確保につとめてまいります。

11) 花月園競輪事業から撤退した後、跡地利用については、公園等市民利用施設を整備すること。

<回 答>

(行政運営調整局)〔鶴見区、環境創造局、経済観光局〕花月園跡地につきましては、県有地となっておりますので、今後、必要に応じて県と協議してまいります。

12) 鶴見工業高校の跡地利用は、特別養護老人ホームや市民利用施設など地域住民の要望に沿ったものにする。

<回 答>

(都市整備局)〔鶴見区、健康福祉局、教育委員会事務局〕鶴見工業高校の跡地利用につきましては、周辺の密集市街地の環境整備や商店街の活性化等を考慮して、地域住民のご意見も踏まえ、関係局区が連携しながら検討してまいります。

4. 災害に強い安全な街づくりをめざす

1) 公共施設にとどまらず、民間の学校・幼稚園、保育所、病院、診療所(各区の休日急患診療所等を含む)などの施設等へ助成を拡充して、さらに耐震化工事の促進を図ること。

<回 答>

(まちづくり調整局)〔健康福祉局、こども青少年局〕昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築をした学校、病院、百貨店などの多数の人が利用する3階、かつ、1,000平方メートル以上(幼稚園・保育所にあつては2階、かつ、500㎡以上)の民間建築物の耐震診断、改修設計、耐震改修工事に要する費用の一部に補助する制度を平成18年度から設け、耐震化の促進を図っています。

2) 水道、下水道などライフラインの耐震化を推進すること。とりわけ遅れている浄水場と水再生センターの耐震化を早急に推進すること。

<回 答>

(水道局) 21年度からスタートした中期経営計画(平成21~23年度)では、「施設の更新・耐震化のスピードアップ」を見直しの重点に置いております。

浄水場のうち、川井浄水場は、21年度から更新事業に着手しており、あわせて耐震性も強化します。他の浄水場につきましても、耐震化の計画を前倒しして実施することにしております。

また、配水管についても中期経営計画で21年度から23年度までの3年間に311kmの老朽管の更新を行い、耐震化を推進することとしています。

(環境創造局、下線部について回答) 震災時においても市民の衛生的な生活を確保するため、水再生センター、ポンプ場及び下水道管などの耐震化を進めます。

また、水再生センター等の施設の耐震化を効率的に進めるため、汚水の沈殿・消毒処理施設等を優先に耐震化を進めてまいります。

3) 小中学校を中心とする地域防災拠点に、災害用地下給水タンクあるいは飲料用緊急給水栓の

設置につづき、プールの水や下水道を活用した災害用水洗トイレの整備を推進すること。

<回 答>

(環境創造局) 平成 20 年度の市防災計画の改訂では、液状化による被害が予想される地域防災拠点には、事前に下水道直結型の排水設備を順次整備することが追記されました。これに伴い既設プールを水源とする下水道直結型の仮設トイレ用排水設備を、対象拠点に整備していきます。

4) 小中学校での地域防災拠点で、2階以上にある防災備蓄庫については、1階や校庭に整備する改善策の早急な推進を図ること。

<回 答>

(安全管理局) 2階以上にある防災備蓄庫は、児童・生徒の増加による教室の需要増などの状況を踏まえ、教育委員会と協議の上、校庭等へ移設を行っております。

5) 木造住宅耐震診断、耐震補強工事を促進するために、制度の周知徹底を行い、診断士などのきめ細かな相談支援及び、補強工事の助成拡充等をさらに図ること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 平成 21 年度は家庭防災員・消防団・民生委員等への P R、出前講座の事業化、広報よこはま耐震特別号の発行などを実施しました。平成 22 年度につきましても、引き続き様々な広報活動を実施し、耐震化の促進に努めてまいります。

また、耐震改修については、建物を部分的に補強する一部改修へも補助する等、事業の多様化を進めてまいります。

6) マンションの耐震本診断と耐震補強工事を進めるために、さらに助成拡充と利用促進を図ること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 分譲マンションの耐震補強工事への助成については、平成 18 年 10 月に補助率を 15.2%から 33.3%に引き上げました。

また、本診断や耐震補強工事の必要性があるにもかかわらず実施していない管理組合については、制度の周知等、利用促進に引き続き努めてまいります。

7) (株)ヒューザー等によるマンション耐震設計偽装による被害住民への支援として、住民の立場に立った工法や設計を検討し、耐震工事の推進を図ること。

<回 答>

(まちづくり調整局) 現在、耐震偽装マンション再建支援プロジェクトを設置し、各マンションごとに再建に向けた耐震改修の技術支援・公的支援を行うなど、耐震工事の推進を図っています。

8) 消防力の「横浜型消防力再編計画」に基づく、消防出張所の削減はやめること。

<回 答>

(安全管理局) 消防出張所の再編につきましては、消防需要に応じて適正な場所にバランス良く配置し直すことにより、全市的な即応力や機動力が高まることから、これまで以上に市民の安全・安心を確保できるものと考えております。

9) 予想される東海地震、南関東直下型地震などの災害に備え、消防力の抜本的強化を図り、震災時の即応体制を強めること。

<回 答>

(安全管理局)「横浜型消防力再編計画」に基づく消防力の整備を推進するとともに、消防隊等の効率的な運用に努めるなど、大都市のスケールメリットをいかし、適切に対応していきます。

10) 時間降雨 50 ミリに対応できる浸水対策を早期に実施すること。

<回 答>

(環境創造局) 浸水被害があった地域を重点に、雨水幹線や雨水貯留施設等の整備を進めてまいります。

11) 地域防災拠点や広域避難場所への避難路の確保、地域住民への周知とともに、施設・医療品・備蓄物品の拡充等をさらに図ること。

<回 答>

(安全管理局) 広域避難場所は、地震に伴う大火災が発生し、炎上拡大した場合、その輻射熱や煙から身を守るために、火災が収まるまで一時的に避難する場所として指定しています。各広域避難場所の機材庫に備蓄機材等の拡充を行う予定はございませんが、小型動力ポンプなどの機材が常時支障なく使用できるよう、点検を行い、必要に応じて部品交換等のメンテナンスを行っています。

なお、被災状況に応じた避難を考慮して、明確な避難経路は設けておりませんが、広域避難場所については案内標識等による周知を行っています。

地域防災拠点の備蓄品につきましては、区とも連携を図りながら、改善に努めるとともに、発電機等の点検を順次進めてまいります。

12) 高齢者や障害者等の災害時避難場所に地域ケアプラザを指定し、必要な医薬品・医療器具等を整備すること。

<回 答>

(健康福祉局) 高齢者や障害者等を対象とした要援護者特別避難場所の指定につきましては、各区役所と地域ケアプラザで協定を締結し、災害時の受入を行う予定です。また、特別避難場所への医薬品・医療器具等の整備予定はありません。

5. クルマ依存社会を脱却し、バス・電車・地下鉄等の公共交通網の充実を

1) 公営交通企業としての市営バス事業を堅持すること。そのための必要な一般会計補助金を復活し、拡充すること。

<回 答>

(交通局)〔行政運営調整局〕改善型公営企業として経営基盤の確立を進め、市営バス・地下鉄の運行を行ってまいります。

2) 「横浜市生活交通バス路線」は引き続き維持し、既存の路線も含め、利用者の要望にもとづいて、便数等の拡充を図ること。

<回 答>

(道路局)「横浜市生活交通バス路線」については、利用状況等に大きな変化がなければ運行を継続してまいります。

なお、見直しを行う際には、利用状況や利用者の意見を考慮してまいります。

また、既存の路線バスの便数等の拡充には、事業としての採算性などの条件が整うことが必要と考えられますが、関係バス事業者に伝えてまいります。

3) 市営バスの停留所の上屋整備を推進すること。

<回 答>

(交通局) 交通局では、お客様のバス待ちの利便性や快適性を向上するため、民間企業による広告付き上屋の整備を進めております。

近年、急速な景気悪化などにより、広告付き上屋を新たに設置することが厳しい状況となっておりますが、広告付き上屋は設置及び維持管理の費用を民間企業が負担するため、交通局の収支改善に大きく寄与していることから、今後も引き続き、民間企業による広告付き上屋の整備を進めてまいります。

4) 交通不便地域の解消にむけた路線の再編・新設および、地域の特性に合わせてコミュニティーバス、ジャンボタクシーなどを導入すること。

<回 答>

(道路局) バス路線の再編成、新設については、事業としての採算性などの条件が整うことが必要と考えられますが、関係バス事業者に対して伝えてまいります。

また、平成 19 年度から、地域が主体となって、地域の特性にあった交通サービスの検討を行う場合には、計画づくりから運行に至るまでの事業の立ち上げに対して様々な支援を行う「地域交通サポート事業」の運用を行っております。

(交通局) 交通不便地域を解消することは、経営上難しい問題があると考えております。

しかしながら、市営バス沿線で地域の高齢化が進み、なおかつ、容易にバスをご利用できない地域の状況を踏まえ、地域の方々の通院やお買い物などの手助けを提供する生活支援バスサービス「ふれあいバス」の運行が、平成 21 年 12 月から、緑区と中区で試行を開始しました。

5) 市民等が行っている交通サポート事業に対して、過度な利用者・事業者負担にならないように補助の拡充を図ること。

<回 答>

(道路局) 「地域交通サポート事業」を平成 19 年度から運用開始し、本格運行を開始した地区や、具体的な計画について検討を開始した地区もありますので、これらの地区において、現行制度の中で様々な工夫や知恵を出し合いながら、本格運行を目指してまいります。

話し合いの体制づくりを目指して取り組んでいる地区については、取組がスムーズに進むよう、引き続き支援してまいります。

6) 市営地下鉄のワンマン化を直ちに見直し、安全対策を強化すること。

<回 答>

(交通局) ワンマン運転を実施するにあたっては、必要な安全対策設備を整えるとともに、適切な異常時対応ができるよう職員に対する教育訓練や健康管理を徹底するなど、ハード・ソフトの両面で十分なおお客様の安全を確保しており、引き続きワンマン運転を行ってまいります。

7) 駅周辺の自転車・バイク駐輪場の整備促進を図ること。

<回 答>

(道路局) 自転車駐車場 (125cc 以下のバイク含む) につきましては、駅周辺を中心に区や地権

者等の地域の方々や、鉄道事業者と連携する等により用地確保に努めるほか、沿道に用地が確保できない場合には、幅員の広い歩道上での整備の検討や、民営施設整備の補助を含め整備促進に務めます。

(都市整備局、下線部について回答) 駅周辺や繁華街等における自動二輪車(125cc 超)の駐車場については、四輪自動車同様、民間事業者による整備を中心に考えており、駐車場事業者や鉄道事業者に整備を働きかけています。

また、集客施設の駐車場については横浜市駐車場条例及び大規模小売り店舗立地法に基づく自動二輪車駐車施設の設置指導等も引き続き行い、駐車場整備を促進してまいります

8) 電車・地下鉄・LRT・バス・自転車による総合的な都市公共交通網を構築し、都心部は車でなく公共交通で移動可能な計画検討を行うこと。

<回 答>

(都市整備局)公共交通機関や自転車を利用しやすい環境整備を通じて多様な交通手段を提供し、回遊性の高い地域となるよう、検討を進めてまいります。

6. 米軍基地の即時無条件全面返還と平和都市宣言を

1) 池子米軍住宅建設については、市是である米軍基地「早期全面返還」の立場から、国等との協議に応じないこと。

<回 答>

(都市経営局)市内米軍施設及び区域の早期全面返還を、引き続き、国に働きかけてまいります。

また、16年10月に日米政府間において合意された池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜地域への住宅等建設については、引き続き、国に対して、自然環境の保全や周辺地域への配慮等を求めてまいります。

2) 上瀬谷基地をはじめ、遊休化している深谷・富岡基地については、市長が先頭になって自治体ぐるみの運動を強め、早期返還にむけ国への働きかけを強化すること。

<回 答>

(都市経営局)市内米軍施設の早期返還に向けて、引き続き、市民・市会・行政が一体となった取組を進めてまいります。なお、富岡倉庫地区については、21年5月に返還されました。

3) 小柴基地の跡地利用については、貯油タンクの撤去を早期に行うとともに、地元地権者・住民の意見を十分反映させること。

<回 答>

(都市経営局)旧小柴貯油施設については、都市公園(開港150周年の森)として跡地利用を図ることとしており、20年3月に「小柴貯油施設跡地利用基本計画」を策定し、同年5月から6月にかけて市民意見募集を実施しました。

引き続き、国や土地所有者の方々とは十分調整を図り、区民・市民の方々のご意見を伺いながら、貯油タンクの取扱いを含め、具体化に向けた検討を進めてまいります。

4) 市の管理する横浜港に自衛隊護衛艦や米軍軍艦を入港させないこと。

<回 答>

(港湾局)入港の話が生じた場合には、その目的と船舶の形状等を精査したうえで、市として、

適切に対応していくべきもとの考えております。

- 5) 米軍横須賀基地への原子力空母配備、横浜ノースドッグの機能強化となるキャンプ座間への米陸軍第一軍団司令部配置など、米軍基地の再編・強化に反対する立場を明確にし、米軍および国に申し入れること。

<回 答>

(都市経営局) 引き続き、県及び基地関係市と連携しながら対応してまいります。

- 6) 市会の決議だけではなく、横浜市としても非核都市宣言を行うこと。合わせて「非核三原則」にもとづいて、「非核証明書」のない軍艦等の横浜港入港を拒否すること。

<回 答>

(都市経営局、下線部について回答) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、各国の核実験(未臨界核実験を含む)に際し、実施国に対する中止要請・抗議を行うなど、平和を希求する姿勢を国内外へ発信しております。また、平和啓発、交流、協力事業を実施するなど、国際平和の実現に向けた活動を進めています。現在のところ、本市として非核都市宣言を行う予定はありませんが、今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。

(港湾局、下線部について回答) 横浜港には本市の権限が及ばない米軍施設(横浜ノース・ドック)が存在し、外国艦船の入港を拒否することは困難な状況にあります。

- 7) ピースメッセンジャー都市として、2010年の「国連NPT再検討会議」へ市民代表の派遣や、核兵器の廃絶、米軍基地の撤去等にむけた、平和活動や広報予算を大幅に拡充すること。

<回 答>

(都市経営局) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、さまざまな平和推進事業を実施しております。また、世界の平和構築に向けて海外諸都市との交流や協力事業にも取り組んでおります。今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。

- 8) 横浜大空襲の日(5月30日)を「平和の日」に設定し、反戦・平和の諸行事を実施すること。合わせて、空襲・戦災等の資料展示場として「横浜平和会館」(仮称)を整備すること。

<回 答>

(都市経営局) 本市は、ピースメッセンジャー都市として、さまざまな平和推進事業を実施しております。また、世界の平和構築に向けて海外諸都市との交流や協力事業にも取り組んでおります。今後も引き続きこれらの施策を積極的に進めてまいります。現在のところ、「平和の日」の設定や資料展示場の整備予定はありません。



— フロックス —
青春のよろこび

2010. 4

日本共産党横浜市会議員団

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 市庁舎内
日本共産党横浜市会議員団控室

TEL. 045-671-3032

FAX. 045-641-7100

ホームページアドレス <http://www.jcp-yokohama.com/>

メールアドレス info@jcp-yokohama.com